午前十時一分　開議

○桃崎委員長＝ただいまから農林水産商工常任委員会を開催いたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と、「請願・陳情に対する現状と対策」を配付しております。

これより質疑に入ります。通告に従い順次発言を許可します。

○石井委員＝皆さん、おはようございます。質問に入ります前に、令和八年熊本地震、そして千葉県を中心とした関東地方の大雨、それから北陸、大変な被害が出ておりますし、それから亡くなった方も非常に多いですね。一日も早い復旧、復興、そして、元の生活に戻られるように皆さんと共にお祈りをしたいなと、そういうふうに思います。

私、議会に来るときに、いろんな線があるわけですが、今、佐賀県を代表する穀倉地帯である白石平野、だんだん黄金色に圃場がなってきました。素人目に見ても、ちょっと車を止めて見ると、「実るほど頭を垂れる稲穂かな」という言葉がありますが、そういう感じがして、今年は特に、素人目ですが、本当にいい米が育っているのかなという感じがいたしております。ぜひそういうふうになればいいなと思います。

ただ一方では、令和の米騒動というのがありましたね。これは本当に作る側、食べる側、両方が納得できるような金額の設定ができたら、これにこしたことはないなと思っています。これは国の責任でしっかり取り組んでいただければなと、そういうふうに思います。

今日は、二項目、質問をしていきたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

本県の有効求人倍率は、ここ数カ月、継続して一・二倍前後の高い水準となっております。人口減少の中で、建設、介護、宿泊、そして農業をはじめとして、多くの県内事業者からは、人材確保の課題に悩んでいるという声が届いているというか、そういう声をよく聞いております。このまま人材不足の状況が続いていけば、佐賀県の経済発展において、大きな影響が出続けることが懸念されます。人材確保の取組は、県内企業及び佐賀県の成長にとって喫緊の課題であるというふうに理解をいたしております。

特に、本県は、県外へ進学、就職で転出する若者が多く、若者に県内企業で活躍してもらえるように働きかけることが重要となってまいります。そのような中、県では、高校生、大学生の県内就職促進をはじめ、県内企業に対する様々な人材確保の取組を実施していただいております。

また、昨今の人材不足の状況下では、多様な人材の活躍が期待され始めております。特に外国人材においては、受け入れを進める企業が多く、毎年、増えてきていると思っております。また、県内でも多くの外国人材が就労している状況であります。

そこで、数点お伺いをしていきたいと思います。

まず、産業人材の確保についてでありますが、現状について。

佐賀県内の人材不足の状況というのは、実際のところ、どういうふうになっているのか、具体的なお答えをお願いします。

○市丸産業人材課長＝佐賀労働局が発表しました有効求人倍率では、佐賀県は百二十八カ月連続で一・〇倍を超えている状況でございまして、令和三年二月以降、一・一倍を超しておる状況が続いております。令和八年に入りましてからは一・二倍前後で推移している状況でございます。

職種別に見ますと、先ほど例示をいただいた職種に関しまして、令和八年七月末の時点で建設・採掘事業者が四・六〇倍、介護サービス職従事者が二・八三倍、宿泊を含む接客・給仕職が二・一八倍、農林漁業従事者が一・四四倍となっておりまして、職種ごとに程度は異なりますが、県内企業の人材不足は継

続している状況となっております。
以上です。
○石井委員＝百二十八カ月連続で増えているということでありました。やっぱり人口も減っていますし、少子化も進展しております、なかなか大変だなという感じがいたします。
私たちの地元でも建設業の方たちの心配は深刻だなという感じがいたしております。いろんなところに、いろんな影響があるだろうと思います。建設業ばかりでなくて介護もありますし、観光もありますし、いろんな分野がありまして、いろんな影響があると思います。企業経営は人材不足によって影響が様々出ていると思います。
佐賀県内の企業にはどのような影響が出ておりますか。
○市丸産業人材課長＝県内企業におきまして、例えば、建設業では施工体制が確保できず、工事の受注を見送らざるを得ない。また、介護事業では、求人への応募が集まりにくいため、外国人人材の受け入れ等に係るコストが増加している。宿泊業では、稼働率を上げることが難しくなった、宴会予約を受けることが難しくなった。また、農業では、収穫期の人手不足で適期収穫ができずに収量や品質が低下したり、規模拡大の障壁になっている、そういった影響が出ているという声を聞いております。
○石井委員＝様々、影響が出ていると思います。それぞれの分野で、それぞれいろんな悩みがあるのかなという感じがいたします。
では、人材不足の状況ですが、その要因というのは、どういうふうになっていますか。
○市丸産業人材課長＝人材不足の要因についてですが、継続的な生産年齢人口の減少でありますとか、高卒就職者の減少、県内の高校生、大学生が就職する際に県外へ流出することなどが挙げられるところでございます。
まず、県の生産年齢人口でございますが、こちらにつきましては平成二十七年に約四十八万人であったものが、令和六年には約四十二万五千人と、十年で五万五千人、約一一％減少しているところでございます。
県内の高卒就職者数については、文部科学省の調査によれば、平成二十七年度卒業者では二千六百三十八人であったものが、令和六年度卒業者では千八百九十五人と、こちらも十年で七百四十三人、約二八％減少しているところでございます。
また、就職時の県外流出につきましては、佐賀県では高校卒業後、就職される方のうち、約三分の一が県外へ就職されている状況でございます。こちらは都市部と給与額や待遇面の差もございまして、厚労省の調査によれば令和七年三月新規高卒者の初任給で佐賀県と福岡県では一万円程度、佐賀県と東京都では二万円程度の開きがあるところでございまして、近隣の福岡県や首都圏へ就職する動機の一つとなっていると推測されるところでございます。こういった要因が重なり、人材不足になっていると考えられます。
○石井委員＝要因については、賃金の差があるとか働く環境、それから、どうしても若い方は、都会へ都会へ、都市部へ都市部へという、そういう感じがいたしておりまして、これはもうどの職種もそういう感じかなと、時代の流れかもしれません。ですから、佐賀県なんか、企業が非常に少ないところですから大変だなという感じがいたしますよね
昨日、中島製作所という会社に、我々、視察をさせていただきました。新規で二十人、途中で採用されていました。この方たちは、ほとんど辞めないとおっしゃっていました。定年までちゃんと働かれると。これはやはり企業としてすばらしい企業だからこそ、半導体関連の企業であったんですが。そういう企業が佐賀県にもあるということで、これは会社自身がやることかもしれませんけれども、行政としても、もっとＰＲしてもいいんじゃないかなという感じが

しながらお伺いしておりました。

ですから、その辺の会社としての理念とか、それから将来性とか、今お答えいただいた給与の問題とか、そういうことが総合的に、よし、あそこに行ってみよう、あの・・で働いてみよう、そういうふうなことが出てくれば、もっといい方向に向かっていくんじゃないかなと、そういう感じがしますので、ぜひその辺の取組をお願いできればなと、そういうふうに思います。

これは、何も県だけじゃなくて市町との連携もあるんですが、特に、佐賀労働局との連携について、こういった企業の求人について佐賀労働局が担当されていると思います。これは昔で言えば労働省ですね。かつては県の組織の中に職業安定課というのがあったと思います。国から出向された課長さんが多分いらっしゃったんじゃないかなと思いますが、そういう時代もありました。

ですから、佐賀県と佐賀労働局との連携、情報交換は実施されていると思いますが、いかがでしょうか。

○市丸産業人材課長＝佐賀労働局とは、平成二十九年三月に包括連携協定を締結いたしまして、地域の雇用課題について共通認識の下、連携して雇用対策に取り組んでいるところでございます。

具体的には、就職支援、人材確保育成、働き方改革を柱といたしまして、地域産業とのマッチング促進や育成定着に向けた雇用対策、魅力ある職場づくり、若者や女性、高齢者、障害者等、様々な人材の多様な働き方等を推進しているところでございます。

また、定期的に連絡調整会議を開きまして、雇用情勢や地域での雇用対策について情報共有を図るとともに、毎年度、事業計画を策定し、一体的に取組を進めているところでございます。

ほかにも、県が高校生や大学生向けに実施する県内企業合同説明会などのイベントにおきまして、労働局からブースを出展していただいて、参加学生の職業適正診断をしていただくなど、そういった御協力もいただいているところでございます。

以上です。

○石井委員＝定期的にやっているということでありましたが、なお一層、密にやることが、お互い、いい関係になっていくと思いますので、ぜひ力を入れていただきたいなと、そういうふうに思います。

次に、県の人材確保支援についてであります。

この人材確保については、県外への流出が大きな課題であると先ほど申し上げました。その中で若者の県内定着を図る、県内就職率を高める、県では様々な人材確保の支援とか取組を行っていただいておりますが、人材確保の取組については、どのようなことをやっているのかお伺いをいたします。

○市丸産業人材課長＝先ほどもちょっと申し上げましたが、佐賀県では、高校を卒業して就職される方のうち約三分の一が県外へ就職されております。また、県内の大学生の県内就職率は約三割にとどまっているという状況でございます。そのような状況を踏まえまして、県では、若者の県内就職率を上げるための施策を様々実施しているところでございます。

まず、高校生向けには、県内高校生と県内企業が参加する合同企業説明会を年に複数回、実施しているところでございます。また、高校生、保護者、教員向けに企業をバスなどで訪問するツアーを実施しております。また、私立高校の校内で県内企業説明会なども開催しているところでございます。県内企業、学校現場、生徒のニーズに沿ったマッチングに取り組んでいるところでございます。

続きまして、大学生向けでございますが、学生と県内企業の交流会「サガシル」を開催しているほか、各大学を県内企業が訪問いたしまして、学生に仕事を体験する機会を提供する「しごと体験フェア」等の人材確保イベントも実施

しているところでございます。こちら、参加者から非常に好評を得ているところでございます。

その他、ＵＪＩターン向けには、大手人材会社が開催する転職フェアへのブース出展でありますとか、産業人材課と移住支援室で「暮らし＆しごと体感フェア」を開催いたしまして、県内企業とＵＪＩターン希望者とのマッチングに取り組んでいるところでございます。

また、県内企業を早いうちから認知していただくということも大事かと思いまして、小・中学生向けに「ＳＡＧＡものスゴフェスタ」や「ＳＡＧＡ×Ｏｕｔ ｏｆ ＫｉｄＺａｎｉａ」を通しまして県内企業として就職する機会を早い段階からつくっております。これらを通しまして、地元企業の魅力を知ってもらう取組を実施しているところでございます。

今後も、小中学校の段階からの県内企業の認知向上をはじめとしまして、高校、大学、ＵＪＩターンなど、様々な施策を実施して切れ目のない人材確保策に取り組んでまいりたいと思っております。

○石井委員＝切れ目のない取組をお願いしたいと思います。

その中で、何か特徴的な取組を行っている企業がありますか、今、答えられますか。

○市丸産業人材課長＝県が実施しているイベントの中で特徴的なことをされている企業ということでございます。

例えば、先ほど申しました「しごと体験フェア」などに関しましては、従来の企業説明というようなことではなく、十分程度、軽く仕事を体験するというような形でやっておりまして、より学生がリアリティーをもって企業の魅力とか、そういったことを感じる場にはなっているところでございます。

○石井委員＝ありがとうございました。やっぱりそういう実体験というんですかね、そういうことをやるのは非常に大事なことだと思いますので、よろしくお願いをしておきたいと思います。

次に、県内企業の外国人材の受け入れについて、受け入れ状況という形でお伺いをしたいと思います。

人材不足を背景に、全国的に外国人材の受け入れが進んでおります。本県においても、様々な産業で外国人材が活躍されていると思っております。

県内企業における外国人材の受け入れの状況はどのようになっておりますか。

○市丸産業人材課長＝佐賀県内の事業所における外国人労働者数は、令和七年十月末現在で九千九百三十二人、外国人を雇用する事業所数は千六百三十九カ所となっておりまして、いずれも届け出が義務化された平成十九年以降で最多となっている状況でございます。

外国人労働者数の伸びは、前年比一三・五％増となっておりまして、こちら、全国平均の一一・七％を上回っているところでございます。また、外国人雇用事業所数につきましても、前年比で一九・八％増ということで、こちらも全国で最も高い増加率となっているところでございます。

このように本県におきましても、外国人材の関心や需要は年々高まっているところでございまして、産業別の外国人労働者数は、製造業で四千百九十七人、全体に占める割合で四二・三％、医療福祉で千百八十七人、一二％、建設業で九百八十一人で九・九％となっておりまして、この三分野で全体の約三分の二を占めているところでございます。

また、委員から人材不足の業界の例をいただいた宿泊業では百六十九人、農業で二百六十人の外国人材が活躍しておりまして、幅広い分野で地域産業を支える重要な担い手となっているところでございます。

以上です。

○石井委員＝ありがとうございました。全国トップクラスというか、そういう流れですね。佐賀県は間もなく一万人に、今もう、ひょっとしたら突破してい

るかもしれないぐらいの勢いで増えているということが、よく分かりました。
そうなってくると、課題も多分出てくるんだろうと思うんですね。この課題ですが、外国人材の受け入れが進む一方で、受けるに当たって様々な課題があるのかもしれません、多分あると思います。
この県内企業の外国人材の受け入れや定着に関して、どのような課題を抱えているのかお伺いをいたします。
○市丸産業人材課長＝県内企業における外国人材の受け入れは、年々、増加している一方で、県内企業からは、「外国人材雇用に関する制度や手続が複雑で分かりにくい」、「思った以上に受け入れに手間や費用がかかる」、「どうやって人材を見つければいいか分からない」などといった声が寄せられているところでございます。また、県が実施する外国人材雇用セミナーの参加企業からは、「外国人材を雇用したいが、最初にどこに相談すればよいか分からない」といった声も聞かれているところでございます。
県としましては、外国人雇用に関する基礎知識や実態、受け入れに対する具体的なイメージ、活用のノウハウなどが十分に浸透していないところが課題かと認識しております。
以上です。
○石井委員＝よく分かりました。いろんな難しいこともあるんだろうと思いますね。増えれば増えるほど、いろんなことが出てくるかもしれません。
この課題等について、県の対応、支援、外国人材の受け入れに関する企業の不安とか課題があると思いますが、どのような支援を行っておられるのか。そしてまた、外国人材の確保、定着に向けてどのような取組をされているんでしょうか。
○市丸産業人材課長＝県では、外国人材の受け入れに関する県内企業の不安や課題に対応するため、まず一つ、無料相談窓口の設置、二つ目としまして県内企業向けのセミナーの開催、三つ目としまして県内在住外国人留学生と県内企業とのマッチング、こちらを三つの柱として取り組んでいるところでございます。
一つ目の相談窓口につきましては、令和七年七月に開設いたしまして、今年度につきましては、八月までに約八十件、相談に対応しているところでございます。外国人材を雇用する際の制度や手続に関する相談を中心に、関係機関と連携しながら支援を行っているところでございます。
二つ目の事業者向けセミナーにつきましては、外国人材の採用や定着に必要な知識を提供しておりまして、年に複数回、実施しているところでございます。今年に関しましては、七月に一回実施しておりますが、こちら、四十三社が参加し、過去最多の参加数となっているところでございます。
また、セミナーに関しましては、来年四月から現行の技能実習制度に替わり、運用開始が予定されております育成就労制度につきまして、企業が円滑に対応できるよう、企業向けセミナーを昨年度から開催しているところでございます。今年十月にも最新の情報にアップデートした内容で実施する予定にしておりまして、新制度に関する情報提供や周知にも取り組んでまいりたいと思っております。
最後に、三つ目のマッチングにつきましては、県内企業と県内在住外国人留学生とのマッチングイベント「サガシルグローバル」を年二回実施しているところでございます。八月に合同企業説明会形式で実施した一回目のイベントには、県内に事業所がある企業十八社、外国人留学生百六十六名に参加をいただきました。八月に開催したイベントでは、既に内定につながった事例も生まれるなど、一定の成果と、企業、留学生から好評をいただいているというところでございます。
また、外国人材の活用、定着に向けては、県内事業者が実施する日本語研修

への支援なども行っているところでございます。

県では、こうした様々な取組を継続して県内企業における外国人材の確保と定着を支援してまいります。

以上です。

○石井委員＝継続した取組をぜひお願いをしたいと、そのように思います。

せんだって、ＮＨＫだったと思いますが、特集の番組があって、最初から最後まで見てないんですけど、今、大分県にミャンマー人の方が非常に増えているという話がありました。これをよくよく聞いてみると、待遇がいいとか、住みやすい、働きやすい、そして、その地域の人との共生の話が出たりしておりまして、やっぱり今からは、そんな感じになっていくのかなという感じをしながら、その番組を見ました。

今回、質問するに当たって、私は私なりに人手不足の原因というのを、ずっといろんなものを見ながらとか、まとめてになるかどうか分からないんですけど、ちょっと話したいと思います。

人手不足の原因には、少子・高齢化、先ほどから話が出ておりました人材のミスマッチ、若い方の仕事に対する価値観の変化といいますか、そういうのもあるんだろうと思います。それから、人材不足の職業としては、これもずっとおっしゃっていただきました建設業とか介護、サービス業、そういうものがあると思います。著しい人手不足の業界というのは、今言った建設業、運輸、医療、福祉、そういうものがあるというふうに思っています。

総務省の発表でありますが、二〇二六年一月一日時点の住民基本台帳に基づく人口動態調査が出ています。日本に住む外国人の人口は、四百三万千百五十九人だということであります。前年と比べると三十五万人増えて過去最多になったんだということです。

それから、これは共生というものが密接に関係してくるのかなという感じが私自身はしています。少子・高齢化の背景ですから、日本の人口が十七年連続で減少しているというのは、これはもう皆さん、ご存じのとおりだと思います。なかなか厳しい数字が、こういうことを調べていると出てきますよね。四十七都道府県全てで増加しているということであります。留学生に加えて人手不足の産業で労働者を受け入れる特定技能が増えているということも、皆さん、ご存じだと思います。一番増えているのは、当然、東京都になるわけですよね。

一方で、これはもう本当に外国の方を排除、排他するわけではないんですけれども、増えると、その国、国で、いろんな歴史とか伝統とか、それから習慣とか、マナーの違いとかがあって、なかなかうまくいかないところもあると思います。そういうところをどういうふうにしていくかということ、これも非常に大事な視点かなと思っております。私のところでも、最近は外国の方も普通に頻繁に見るようになりましたので、それぐらい増えているんだろうなということだと思います。

いずれにいたしましても、そういうことで、もう外国の方に頼らないと成り立たないという、そういう企業とか事業所も含めて、さっき申し上げました福祉も全部含めて、これは避けて通れない。この辺をしっかり捉えて、市町とか、いろんな関係団体とか機関と連携を取って、早め早めにいろんな手を打っていくということが重要になっていくんだろうと思いますので、この辺のことについて、部長、何かあればぜひ一言お願いいたします。

○丸尾産業労働部長＝石井委員から包括的に現在の人手不足の状況と、また、外国人材の今後の重要性について御質問いただきました。

私も、着任以来、県内の様々な企業を回らせていただいていますが、業種を問わず、また、企業の規模の大小を問わず、人材不足というところは、皆さん、お困りになっていらっしゃるところでございます。また、委員からも御指摘がありましたように、外国人材をしっかり受け入れていく、パートナーとして一

緒にいかに頑張っていくかというところも非常に重要な観点だということは、皆様、すごく口をそろえておっしゃっている状況でございました。

我々としては、本日、産業人材課長のほうからも、るる御答弁させていただきましたように、県内定着、まずは日本人の高校生、大学生をはじめとした県内就職、県内定着、また、ＵＪＩターンをいかに獲得していくか、そういったところの観点であるとか、また、より魅力的な職場の環境づくり、そういうことを例えばデジタル化であるとか、リスキリングであるとか、ハラスメント対策であるとか、そういったところも粘り強く、働きやすい、そして住みやすい佐賀県というのをつくっていく努力というのは、やっていかなきゃいけないのかなと思っております。

外国人材に関して申し上げますと、課長答弁でもありましたが、育成就労制度ということで来年度から始まってまいります。平たく言うと、これまで技能実習制度ということで、要は、技能を習得して親元の国へ持ち帰ってもらうことが前提だった制度から、我が国で引き続き御活躍いただく、人によっては御家族も含めて末永く日本で御活躍いただく、そういったことも可能となるような制度の変更となっております。

こういったことも念頭に県内企業の皆様に、まずは周知徹底をしてまいりまして、いかに住みやすく、また、働きやすい佐賀県ということで実現していくか、力を尽くしてまいりたいというふうに思っております。

私からは、以上です。

○石井委員＝部長、ありがとうございました。今後ともよろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、農業用ため池についてお伺いをしていきたいと思います。

冒頭申し上げましたように、今年は本当に雨が降らなくて困ったんですね。この視点からのため池の在り方、それから、今度は豪雨のときの、大雨のときのため池の在り方、そういうものを頭に入れながらお伺いをしていこうと思っています。

資料を整理しておりましたら、もう何年前でしょうか、本当の数字かどうかは分かりませんけど、県内のため池の数ということで、その当時、二千七百三十八カ所ということでした。伊万里市が千百八十カ所、武雄市が四百カ所、唐津市が三百カ所ということでありました。防災のためのため池が千四百二十六カ所、整備が必要なため池が千九十七カ所、これは数字が本当かどうか分かりませんけど、資料を整理していたら十年前の資料でこんなものが出てきましたので披露しました。これを見ただけで猛烈に数が多いなということを改めて思いました。ちなみに、兵庫県が日本一だそうで、数は忘れましたけど、すごい数のため池がありますね。

それでは、農業用ため池についてお伺いをしていきます。

本県には、多くの農業用ため池が存在しております。農業用水の確保はもとより、洪水の抑制や自然環境の保全など、地域にとって重要な役割を果たしております。しかし、多くのため池が築造から長い年月を経て老朽化が進んでいることに加え、管理者の高齢化や人口減少により、適切な維持管理が非常に難しくなっていくのではないかと危惧をいたしております。

また、近年は豪雨災害の激甚化や大規模災害への備えが重要となっております。万が一、ため池が決壊した場合、周辺住民の生命や財産に大きな影響を及ぼすことも懸念されます。さらには、川や海における子供の水難事故が必ず、毎年と言っていいほど、全国には出てきたりしておりまして、非常に悲しいというか、やるせない気持ちになる事故が起きたりしております。その視点もあります。安全対策、そういうことが求められると思いますけれども、先ほど言ったような数がありますので、それとて、うまくいかないのかもしれませんが、このように多くの課題があると思います。

ため池の機能を維持し、それから、将来にわたって地域住民の安全・安心を確保していくため、次の点についてお伺いをしてまいります。

県内の農業用ため池の現状と役割でありますが、県内の農業用ため池の現状、その役割について、県はどのような認識をお持ちなのでしょうか。

○永石農山村課長＝県内には、令和八年六月現在、二千六百四十四カ所の農業用ため池があり、そのうち決壊した場合に周辺地域へ被害を及ぼすおそれのある千三百九十六カ所を防災重点農業用ため池に指定しております。

これらのため池は、農業用水を安定的に確保するために築かれ、長年にわたり本県の農業を支えてきた重要な施設であります。特に、近年の渇水のときにおいては、農業用水を確保する上で、その重要性を改めて認識したところでございます。

また、ため池は、大雨時に雨水を一定、一時的に貯留することで下流域の洪水被害を軽減する役割を果たすほか、防火用水の確保や動植物の生息環境の保全など、農業生産だけでなく、地域の暮らしや自然環境を支える多面的な役割も担っております。

このため、ため池は、農業を支える施設であると同時に、地域の安全・安心や豊かな環境を支える重要な地域資源であるというふうに認識しております。

以上です。

○石井委員＝改めて、その役割の重要性を認識したということであります。

この県内のため池の管理状況というのが大変気になります。管理の状況は、どういうふうになっていますか。

○永石農山村課長＝ため池が持つ農業用水の確保や洪水被害の軽減などの機能を将来にわたって維持していくためには、日頃から適切な維持管理を行うことが重要であります。

県内のため池は、主に集落や水利組合、土地改良区などによって管理されておりまして、草刈りや水位管理、施設の点検など、日常的な維持管理が行われております。

一方で、管理を担う農業者の高齢化や人数の減少が進む中、専門的な知識や技術の継承などに不安を抱えているというふうな管理者も少なくありません。

このため、県では、令和三年度に佐賀県土地改良事業団体連合会内に、佐賀県ため池保全管理サポートセンターを設置しまして、ため池管理者や市町に対する技術的な支援を行っているところでございます。

具体的には、日常管理や点検方法、非常時の応急対応に関する相談対応や現地指導をはじめ、市町職員や管理者を対象とした研修会の開催、さらには、サポートセンター職員による現地パトロールなどを実施しております。

県としては、こうした取組を通じまして、ため池管理者の不安軽減と適切な維持管理の確保に努め、ため池の機能が将来にわたって発揮されるよう、取り組んでいるところでございます。

以上です。

○石井委員＝高齢化がこういうところにも押し寄せているのかなという感じがしますね。それと、ため池の維持管理に対するいろんなノウハウをお持ちの方がだんだん減ってきているんじゃないかという気がしますね。ですから、今、いろんな団体と力を合わせて対策を講じているということでありますけれども、いかんせん、人口が地域から減ってきておりますので、この辺をどうしていくか。若い人たちも、今、なかなかいませんので、この辺もどうしていくかというのが非常に気になるところであります。

今、おっしゃったように、研修も含めていろんなことをやっておられて、一番こういうことをやってほしいなということがあれば教えてくれますか。

○永石農山村課長＝加入されているところが集落で、地元の区長さんとかが代表になって交代でやられているというふうなところもございます。その都度、

日頃、どういった管理をしなければいけないかというふうなところに不安を抱えていらっしゃるというところもありますので、そういったところの相談対応と、あと、現地のほうに行って、こういう管理をしたほうがいいといった現地指導、そういったところは地元からも非常にありがたいというふうな言葉をいただいております。

○石井委員＝ありがとうございました。荒れたりしていますから、なかなか難しいところがあるんですよね。そういうところにどういうやり方があるのか、多分、地区では管理できないようなため池がいっぱいあるんじゃないかと僕は思っているんですね。ですから、そういうところもしっかり調査をして把握して取り組んでいただければなと、そういうふうに思います。

それから、大雨とか地震に備えた対応は、防災対策に入るわけですが、この防災対策について、どのような進め方をされていますか。

○永石農山村課長＝近年、全国各地で大雨や地震による災害が発生しており、災害に備えた対策を進めていくことが重要であるというふうに認識しております。

このため県では、防災重点農業用ため池を対象に、市町と連携しながら、ため池の劣化状況に加え、地震や豪雨に対する安全性の調査を実施しております。その調査結果を踏まえ、必要なため池については、堤体の補強や洪水吐きの改修などの防災工事を計画的に進めているところでございます。

また、防災工事には一定の期間を要しますことから、ため池が決壊した場合に浸水想定区域や避難場所などを示したハザードマップの作成や、その周知を進め、地域住民の迅速な避難につながる取組も行っております。

さらに、出水期を前に漏水など不具合が確認されているため池につきましては、県、市町、管理者が合同で点検を実施し、低水位管理の指導や緊急連絡体制の確認を行うなど、防災対策の強化にも努めております。

今後とも、ハード、ソフトの両面から対策を進め、ため池の安全性の確保と地域住民の安全・安心につなげてまいります。

○石井委員＝ハザードマップは、二十の市町、全部できていますか。

○永石農山村課長＝ハザードマップにつきましては、今現在で二十の市町で作られております。今、進捗は九九％、あと二カ所作成するのみとなっております。

○石井委員＝急がれたほうがいいと思います。ぜひそういうふうにお願いをしたいと思います。

それから、先ほどちょっと触れましたが、毎年、全国では何カ所かで子供の事故がありますよね。本当に何とも言えない感じがするわけです。この子供の事故防止をはじめとする安全対策、ネットとかフェンスとか設置したりする、そういうことがあるかと思います。

この事故防止のための安全対策について、どういうことを行っておられますか。

○永石農山村課長＝ため池は、農業や地域を支える重要な施設である一方、転落事故が発生すれば重大な事故につながるおそれがあることから、安全対策は大変重要と考えております。

近年、県内において、子供がため池に転落して死亡する事故は発生していないものの、全国では、農業用の用排水路やため池における事故が発生しており、事故防止に向けた継続的な取組が必要であると考えております。

このため、県では、市町に対し、教育関係機関と連携した啓発活動や注意喚起など、安全対策の徹底をお願いしているところでございます。

また、ため池管理者においては、見回りや草刈りなどの日常管理を行うとともに、危険箇所への注意看板の設置や転落防止柵の設置など、現地の状況に応じた安全対策が実施されているところです。

さらに、県が実施するため池整備においても、市町や管理者と協議しながら、転落のおそれのある箇所については、転落防止柵の設置など必要な対策を行っているところです。

県としては、今後とも、市町や管理者と連携しながら現地の状況を把握し、事故防止に向けて安全対策の充実に努めていきたいと考えております。

○石井委員＝これ、大小のため池がありますので、全部が全部というわけには、なかなかいかないかもしれませんね。私たちも時々そういうため池を見たりするわけですけど、ほとんど手がついてないというか、そういうため池も見受けられますので、全部やるというのは、これまた、なかなか難しい面があるかと思います。でも、人の命に関わることですから、取組を各市町、関係機関・団体にも働きかけてしっかり取り組んでいただきたいと、そういうふうに思います。

それと、今後の取組方針でありますが、ため池の機能を将来にわたって維持していく、それから、地域住民の安全・安心を確保していくために、県としてどのような方針で取り組んでいかれようとしているのかお尋ねをいたします。

○永石農山村課長＝ため池は、農業用水の確保をはじめ、洪水被害の軽減など、地域にとって重要な役割を果たしております。一方で、施設の老朽化に加え、管理を担う農業者の減少や高齢化が進む中、将来にわたってその機能を維持していくためには、適切な保全管理を継続していくことが重要であります。

このため、県としましては、農業生産や地域防災に必要なため池については、将来にわたって適切に維持していくことを基本としながら、地域農業や利用状況の変化も踏まえて、それぞれのため池の在り方を検討していくことが重要であるというふうに考えております。

その上で、農業生産や地域防災の観点から、引き続き必要なため池については、計画的な補修や防災対策を進めるとともに、管理者への技術支援などにより、適切な維持管理を支えてまいります。

また、農業利用がなくなったため池については、防災面や地域の意向も踏まえながら、廃止や統合について市町と連携して検討してまいります。

今後とも、市町やため池管理者、地域住民の皆様が連携しながら、ため池の適切な保全管理と機能の維持を図り、円滑な農業生産と地域の安全・安心の確保につなげてまいりたいと考えております。

○石井委員＝よろしくお願いしておきます。

最後に、部長にお伺いをしたいと思います。

その前に、ため池について改めて話をしておきたいと思います。

このため池は、農業だけでなく、地域全体を支える大事な施設であると思います。役割としては、水をためる、川の水が少ない地域では、田んぼとか畑に水を送る、そういう役割があります。農業用水の確保にも欠かせません。大雨のときなんか、水をためる、そうすると下流に一気に水が流れることを防ぐということ。それから、景観といいますか、地域の自然を守るという側面もあると思います。

農業用の水を確保しながら、防災とか、今申し上げました環境保全にも役立つ、そういう施設というか、ため池であってほしいなと思っております。そういうことから、ため池の在り方について、今、課長とやり取りをしましたが、常日頃、やっぱりやっておかなきゃいけないのかなと質問しながら改めて思いました。

繰り返しになりますが、農業に必要な水を守る利水、それから、防災の面では決壊とか浸水の被害を防ぐということ、それから、維持管理、これが今大変問題になりつつありますし、これから問題になっていくと思います。それは取りも直さず人口減少、少子化、若い人たちが、そういうことをちゃんとやれるかどうかという問題もありますので、これも地域全体、ひいては市町、県が取

り組んでいかなければいけないのかなと私は思っております。そういう意味では、住民参加のため池の守り、そういうことを考えていくということだと思います。

それと、あんまりつながりがないような感じですが、環境ですね、景観ですね。こういうものは危険と隣り合わせのところがありますので、しっかり取り組むべき課題だと思います。

部長、そういうものを取り入れながら庁内をまとめていただければなと、そういうふうに思います。

○井手農林水産部長＝お答えします。

まず、農林水産部の職員には、農業生産を支える水の恵みと、降雨時における驚異の両方を理解し、向き合ってきた歴史が受け継がれていると感じます。

今回の少雨についても、降雨による状況改善が必要とはなりますが、限られた水資源を有効に活用するため、水利施設の適切な運用や節水の呼びかけをはじめ、農林事務所や農業振興センター、農業技術防除センターによる情報提供、技術指導など、本庁と現地機関が一体となって対応しております。

水の融通に関する取組の、これはあくまでも一例ですが、武雄市の繁昌ダムで貯水率が低下する中、県が地元からの相談を受けまして上流の未利用ため池の水を活用する対応を行いました。市や地元、土地改良区と連携し、農林事務所が保有する簡易サイフォンを設置してダムへ導水しておりまして、地域からも喜ばれております。

そして、こうした取組を進める中で、私は、県内の約二千数百カ所のため池をはじめ、ダムや張り巡らされた水路などの農業水利施設が農業用水を確保して、農地へ安定的に水を供給していることの価値と意味を改めて実感しています。

こうした農業水利施設は、一朝一夕に整備されたものではありません。長年にわたる農業・農村整備や土地改良事業の積み重ねによって築き上げられ、本県農業の発展を支えてきた大切な財産であると考えています。もちろん、多面的な機能も保有しておりまして、本当に大切な財産です。一方で、施設の老朽化や農業者の減少、高齢化が進む中、これらの施設を将来にわたって適切に維持していくことは、ますます重要な課題となっています。だからこそ、受け継いできた農業水利施設を今の時代の責任として守り、次の世代へ確実に引き継いでいかなければならないと考えています。

そのためには、必要な施設を着実に保全し、機能向上を図るとともに、地域農業の将来像や利用実態の変化も見据えながら、施設の再編や統廃合を進め、それぞれの地域にふさわしい農業水利施設の姿を考えていくことが重要です。

これからも、市町や管理者、地域住民の皆様とともに、守るべきため池をはじめとする農業水利施設の適切な保全管理と必要な整備に取り組み、本県農業、そして環境を守る基盤を次の世代へつないでいきます。

私からは、以上です。

○藤崎委員＝改めまして、おはようございます。藤崎輝樹です。今し方、井手農林水産部長の所感を聞きながら、我が意を得たりと言いますと大変僭越ですけれども、本当に先人に対する感謝の気持ちを私も持った次第であります。また、佐賀県の基幹産業は農業であるということを自信を持って言えるゆえんをしっかりと次の世代へつなげていかなければと、そういった責任等についても感じた次第であります。

私のほうからは、荒廃農地対策ということで質問いたします。

先日、中山間地の敬老会に出席をしてまいりました。今朝の新聞では、百歳を超える方が十万の大台に乗ったというふうな報道もありました。県内においても、千名近くの方、九百八十名を超える方が百歳を超えるという、すばらしいお年になっておられるということで、大変な希望、勇気も与えていただいて

おります。

反面、私は、五十六歳ということで団塊ジュニアの世代になります。最近多いのは、人生のお別れ、そういった場に伺うことが非常に多いです。今朝もお別れをしに焼香に行った次第でありました。そういった場面が非常に多いというふうに感じております。これはやはり人口減少の中で少子・高齢化をまさに迎えているんだなというふうな気持ちになっているわけであります。

そういう中で非常に困難なことは、これまで先輩たちが当たり前のように果たしていた役割が、その機能を果たすことがだんだん難しくなってきたということであります。つまり一人一人の負担感が大きくなっていく。限られた人数で支えていくとなれば、少ない人数になれば、それだけ重みも増していくということであります。

当然のごとく、耕作放棄地も増えていくわけであります。中山間地の敬老会の中でいろんな話を聞かせていただきました。去年九十九歳で、今年も敬老会を迎える方もいらっしゃいました。その周りの方がおっしゃっていたのは、何といっても農地の保全、山の保全が本当に大事なんだと。しかし、これが本当に難しくなってきたということをおっしゃっておられました。自分たちの命が続く限りは、腰が曲がっても何とか、畦畔であろうと、水路の管理であろうと、しっかりと汗を流して頑張っていく、夏は暑いから熱中症には気をつけんばいかぬばってんないと。そういった本当に頼もしい、心強い話を聞かせていただきました。

一方で、敬老会を主催する側、自治会でありましょうが、その主催者側は、若い、御年配の方から若手と言われておられましたが、その若手が皆さん、私よりも年上なんですね。ということは、十年後を考えたときに大変厳しいなというふうに感じた次第であります。どうやってこの荒廃した農地をこれ以上増やさないか、また、再生していくことが大事なんだけれども、どうすればできるんだろうかということを考えて、今回、改めて荒廃農地対策について質問をさせていただきます。

佐賀県におかれては、本当に一生懸命やっていただいているということは、重々承知しております。改めて質問させていただきます。

まず最初に、本県の荒廃農地面積についてであります。

どのような状況になっているのかお示しいただきたいと思います。

○荘山農業経営課長＝国が毎年実施している荒廃農地の発生状況調査によりますと、本県の荒廃農地面積は、直近の令和六年度で八千二百十ヘクタールとなっております。これは令和元年度調査結果の七千九十二ヘクタールと比較すると、千百十八ヘクタール、一五・八％増加している状況でございます。

以上でございます。

○藤崎委員＝当然ながら、厳しい状況だというふうに思うわけでありますが、では、その荒廃した農地の中で、急にお尋ねして恐縮なんですけども、分かればで結構でございます。再生利用が可能と見込まれる農地、また、再生利用が困難と見込まれる農地等のそういったデータ等があればお示しいただきたいと思います。

○荘山農業経営課長＝先ほど申し上げました令和六年の八千二百十ヘクタールの内訳を見ますと、基盤整備等を行った上で再生が可能な農地が千七百九十五ヘクタール、再生利用が困難と判断されたものが六千四百十六ヘクタールというふうになります。

以上でございます。

○藤崎委員＝困難なところをいかに自然に返していくかということもあろうかと思います。

では次に、課題についてお尋ねをいたします。

県では、荒廃農地対策を進める上での課題をどのように捉えておられるのか

お尋ねをいたします。

○荘山農業経営課長＝荒廃農地対策の課題は、大きく二つあると考えております。

一つは、荒廃農地の発生を未然に防ぐことでございます。農業者の高齢化や後継者不足が進む中、地域計画に基づき、担い手への農地の集積、集約を着実に進めるとともに、農地を引き継ぐ担い手を確保して、将来にわたって活用していく、農地を守っていくことが重要かと考えております。

もう一つは、既に荒廃した農地への対応と考えております。荒廃農地の中には、再生利用が期待できる農地と再生が困難な農地があることから、その状況を明確にしながら、再生利用や有効活用につなげていく必要があります。

このため、荒廃農地の発生防止と再生利用の両面から対策を進めていくことが課題と考えております。

以上、お答えします。

○藤崎委員＝現場によく行っておられるというふうに感じているので、実情については一番御存じだと思います。そういった中で未然に守り、そして再生するということで取り組んでいただいているというふうに理解をいたしました。

それでは、荒廃農地対策の取組であります。

県ではどのように取り組んでいるのかお尋ねをいたします。

○荘山農業経営課長＝県では、荒廃農地対策につきまして、先ほど申し上げました荒廃農地の発生を未然に防ぐ取組と、既に荒廃した農地の再生、有効活用の両面から取組を進めております。

まず、荒廃農地の発生を未然に防ぐ取組としまして、地域計画をベースに、地域での話し合いを通じまして、守るべき農地と、それ以外の農地を整理するゾーニングを進めております。

また、担い手への農地の集積、集約を進めるため、主要な担い手が、将来耕作していくエリアを見える化した「農地集約イメージマップ」、集約マップと略しておりますが、こちらを活用しまして農地利用の最適化に取り組んでおります。

さらに、果樹の産地においては、離農などにより園地が荒廃することがないよう、ＪＡや市町と連携しながら、担い手や新規就農者への園地継承を進めております。

一方、既に荒廃している農地については、農地中間管理機構関連農地整備事業や、農地再生に関する支援事業などを活用しながら、再生利用と有効活用に取り組んでおります。例えば、鹿島市の音成・嘉瀬の浦地区では、荒廃農地二・五ヘクタールを含みます十二・五ヘクタールを対象とした基盤整備を行っております。

このように、荒廃農地の発生防止と再生利用の両面から対策を進め、農地の有効活用につなげております。

以上でございます。

○藤崎委員＝ありがとうございます。

それでは次に、今後の取組ということでお尋ねをいたします。

県は、荒廃農地対策について、今後、どのように取り組んでいくのか伺います。

○荘山農業経営課長＝繰り返しになりますが、荒廃農地対策については、荒廃農地の発生を未然に防ぐことを基本としながら、既に荒廃した農地についても、その状況に応じて再生利用や有効活用を進めていくことが重要と認識しております。

このため、地域計画の実現に向けた取組を着実に進めるとともに、担い手への農地の集積、集約や、農地の利用の最適化をさらに進め、荒廃農地の発生防止につなげていきます。

また、先ほど、果樹の事例も話しましたが、果樹産地においては、園地継承の取組を一層推進するため、新規就農者の確保、育成や、研修体制の充実に取り組むとともに、円滑な継承につながる受け皿づくりというものを進めていきたいと考えております。

あわせまして、既に荒廃した農地については、地域の意向や営農の見込みを踏まえながら、国の事業なども活用した再生利用や有効活用を進めてまいります。

さらに、担い手不足が進む中におきましても、農地が維持されるよう、スマート農業技術の導入など省力化の取組も推進していきます。

こうした取組を総合的に進めることによって、荒廃農地の発生防止と有効活用の両面から対策を進めまして、農地の維持、活用につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○藤崎委員＝ぜひよろしくお願いいたします。荒廃農地が広がるということは、先ほど来、石井大先輩のほうからもお話があったように、多面的な機能があるわけでありまして、災害の抑止は当然、景観もそうでありますし、多面的な機能がある中でそこが崩れていく、そういった怖さがあるというふうに思っております。

最近に限らず、以前からずっと言われている鳥獣被害、特にイノシシの被害はそうですが、荒れた農地が増えると隠れる場所が増えて被害の場が広がっていく。また、いろんな害虫であったり、そういったものが飛び交うようになって、生活環境も非常によくないというふうな話も聞いております。そういった意味で、しっかりと守り、そして再生ということを頑張っていただきたいというふうに思う次第であります。

その再生をするに当たって、守っていくうえで大事なことは、これもまた先ほどの質問でも着眼点であった少子化、担い手不足、人材不足であります。農業の重要性は、誰もが分かっているけれども、そこを担ってくださる方が非常に少なくなってきたということであります。では、そこをいかに守り、増やしていくかということの支援を力強くやっていただきたいというふうに考えております。

そこで、問いの二番目として、新規就農者、親元就農者についてのお尋ねであります。

新規就農者の現状についてからお尋ねをいたします。

近年、新規就農者はどのように推移しているのかお示しください。

○荘山農業経営課長＝県内の新規就農者数は、直近五年で申し上げますと、令和四年は百八十三人、令和五年と令和六年は共に百六十二人、令和七年は百四十二人、令和八年調査については百七十一人となっております。近年は、ここ十年くらいの平均で見てみますと百五十人程度で推移しておりますけれども、令和八年は前年と比較して二十九人増加しております。

以上でございます。

○藤崎委員＝百五十人以上にはなっているかと思ったんですが、県も当然目標を持って頑張っていただいていると思います。

この数字に対する所感、受け止めといいましょうか、どのように評価しているのかお尋ねをいたします。

○荘山農業経営課長＝この状況についての評価ということでございます。

県としましては、新規就農者を年間百九十人という目標を立てております。多いときの数字では、それに近い数字にいっておりますけれども、近年の産業全体の人材確保という面から、なかなか農業分野は、昨年の百四十二人という数字もありますけれども、まだまだ足りないというふうな形でありますので、各種いろいろな取組を進めておりまして、その目標を達成するような形での新

規就農者の確保をやっていきたいというふうに考えております。

○藤崎委員＝これは物すごく高いハードルに挑戦をしていただいているというふうに理解をいたします。あらゆる業界が、とにかく人が足らないということで悲鳴にも似た声、意見を聞くわけでありますから、しっかりと稼げる農業、今、佐賀県が取り組んでいる８８８運動、これにとにかく力を入れて推進していくことが、この担い手へのてこ入れになろうかというふうに期待をするわけであります。

この際、就農形態についてもお尋ねをしておきたいと思います。

令和八年の新規就職者の就農形態や年齢構成、主な営農部門はどのようになっているのかお示しいただきたいと思います。

○荘山農業経営課長＝令和八年の新規就農者数百七十一人につきまして、まず、就農形態別について見ますと、法人就業が六十人で最も多く、次いで新規参入が五十七人、Ｕターンが四十八人、新規学卒が六人となっております。

次に、年齢構成で見ますと、三十歳から三十五歳が一六・四％と最も多く、五十歳以下が全体の八四％を占めております。

また、営農部門別で見ますと、施設野菜が六十九人で最も多く、次いで米、麦主体の方が四十二人、露地野菜と果樹がそれぞれ二十三人となっております。

以上でございます。

○藤崎委員＝それでは、新規就農者の確保、育成の取組を進めていく上での課題であります。

どのようなものがあるのかお尋ねをいたします。

○荘山農業経営課長＝新規就農者の確保、育成に当たっての課題は、大きく三つあると考えております。

一つ目は、就農を志す人材の確保です。農業者の高齢化や人口減少が進む中、本県農業を担う人材を確保するためには、農業の可能性であったり将来性を発信し、県内外から就農を目指す人材を呼び込んでいく必要があると考えております。

二つ目は、円滑な就農に向けた環境整備と考えております。就農を目指す方が栽培技術や農業経営に関する知識を習得するとともに、農地や機械施設などの経営資源を確保できる環境を整えていくことが重要と考えております。

三つは、就農後の定着と経営の安定です。就農後も安定した所得を確保しながら経営基盤を築き、地域に定着して将来にわたって営農を継続していくことが必要と考えております。

こうした就農を志す人材の確保から就農に向けた環境整備、就農後の定着と経営の安定まで、それぞれの段階に応じた支援を進めていくことが課題と認識しております。

以上でございます。

○藤崎委員＝ありがとうございます。せっかく就農していただいても、離農されたら困るわけでありますから、いかに定着を図っていくかということが大事だと思います。今し方言われた人材確保、環境整備、経営の安定、そして定着してもらうということで非常に大事なことだと思います。

ちなみに、新規就職者について、就農後の定着状況等が把握できていればお示しいただきたいと思います。

○荘山農業経営課長＝新規就農者の定着に関するデータでございます。

就農後五年経過した方、例えば、令和七年の数字は令和二年の新規就農者の方が定着しているかということを調査したものです。就農ルートの中で状況が違う、法人就農以外のところでいうと、八九％の方が定着しているところでございます。

以上でございます。

○藤崎委員＝ありがとうございます。やはり定着していただくためには、周り

とのいろんなお付き合い、関係性もあろうかと思うんですけれども、やはり経営が安定しているということが一番大事だろうと思うわけであります。新規就農者が経営を安定させるまでにどのようなことが課題となるのかなと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○荘山農業経営課長＝経営の安定を図るための課題というか、必要なことというふうに考えますと、三つほどあるかなと考えております。

一つ目は、やっぱり経営の計画をしっかり立てることが必要かなと思います。その方々、状況に応じてお子さんが何人いらっしゃるとか、住宅とか、そういった家庭のライフプランあたりのところもありますので、そういったところを含めた計画をしっかり立てることが一つ目にあるのかなと思います。

あと、しっかりと生産すること、収量をとっていくということが必要ですので、そこをしっかり生産していくところが必要かなと思っております。

あと、最近、物価高騰であったり、中東情勢、高温の状況とかありますが、そういった経営環境の変化に対応していくことができることが必要かなというふうに思っております。

以上でございます。

○藤崎委員＝ありがとうございます。経営ということで大変な、地に足の着いた事業計画が必要なんだなというふうに思った次第です。ただ、農業の難しさというのは、皆さんが感じているように、気候、天候の影響であります。先日行った敬老会で話が多かったのが、降ってほしかときに雨は降らんで、降うぎん困っときに降ってくるというふうな話でした。稲刈りをしている中で困るというような話でありました。そういった中で、しっかりと人を育てていかなければならないというふうに思うわけであります。

県におかれては、多岐にわたって力強く支援していただいていることを、この場を借りて感謝申し上げる次第であります。

質問です。

新規就農者の確保、育成を図る上での課題に対し、どのような取組を行っていくのかお尋ねをいたします。

○荘山農業経営課長＝これまでの取組についてお答えします。

県では、新規就農者の確保、育成に向け、就農前から就農した後まで切れ目のない支援を行っております。

まず、就農を志す人材の確保に向けて、県内外での就農セミナーや就農相談会の開催、全国規模の就農フェアへの出展などを通じまして、本県農業の特徴や将来性、就農に関する情報を発信し、就農希望者の掘り起こしを進めております。

次に、円滑な就農につなげるため、トレーニングファームやミニトレーニングファームにおいて、栽培技術や経営ノウハウを習得するための実践的な研修を実施しております。

また、就農時には、園芸団地の整備による農地の確保や、機械、施設の導入支援、中古ハウスの継承など、必要な経営資源を確保しやすい環境づくりを進めております。

さらに、就農後の定着と経営の安定に向けては、栽培や経営に関する研修に加えまして、定期的な巡回指導や相談対応、金融機関と連携した経営管理研修などを実施しております。

加えまして、経営発展という視点から、例えば、販売額三千万円以上を目指す経営体への伴走支援や、先進的な農業法人と連携した稼ぐ農業を学ぶ機会の提供など、経営力の向上にも取り組んでおります。

こうした就農希望者の掘り起こしから技術等の習得、就農時の環境整備、就農後の定着と経営の安定まで、それぞれの段階に応じた支援を一貫して行っております。

以上でございます。

○藤崎委員＝ありがとうございます。これまでの取組についてお答えいただきました。目標達成に向けては、非常にハードルが高いという農業の難しさというものがあると感じております。

そういう中で、冒頭に言われた荒廃農地を防ぐという観点もありますし、多面的機能を守るという観点、そして、何よりも県民、国民の食をしっかり守っていくというふうな観点もあります。そのためにも今後の取組というのが非常に大事だと感じております。

県におかれては、今後、新規就農者の確保、育成に向けてどのように取り組んでいただけるのかお尋ねをいたします。

○荘山農業経営課長＝新規就農者の確保、育成に当たっては、就農希望者の確保から就農定着まで、それぞれの段階に応じた取組を着実に進めていくことが必要と考えております。

一方で、近年は、資材価格や燃油価格の高騰によりまして、新たに農業経営を始める際の負担が大きくなっております。このため、農地や機械、施設などの生産基盤が整った環境で就農できる親元就農であったり法人就業は、今後、ますます重要な就農ルートになるものと考えております。

県としては、これまでの取組に加えまして、親元就農や法人就業を促進するため、それぞれの実態に応じた取組の充実を図っていきたいと考えております。

また、就農後に地域へ定着し、安定した経営を続けていけるよう、栽培技術や経営管理に関するフォローアップに加え、新規就農者への経営改善支援や園芸用ハウスのリース期間延長による負担軽減などにも取り組むこととしておりまして、そのために必要な予算を今議会に提案させていただいているところです。

引き続き、現場の課題や就農者の声を踏まえながら、本県農業の将来を担う新規就農者の確保、育成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○藤崎委員＝ありがとうございます。頑張っていただきたいと思います。しっかりとした技術を身につけられて、そして稼がれて、そしてライフプランをしっかりと実現していく、そういった環境になるよう、皆様方の活躍を期待するところであります。

次に、多面的機能支払交付金についてお尋ねをいたします。

これもまた、中山間地の祇園祭りに参加した折に、そこの生産者の方が、お酒の席でありますから、いろんな話をされるわけであります。その中で言われたのが、多面的機能支払交付金、これは非常にありがたいと、非常にいい制度だと、これからも引き続き、自分たちも頑張っていかんばいかぬと、そうすることでこの地域を守らんばいかんというふうな話をされてありました。

ただ、その中で交付金の額について、ちょっと不満も言ってありました。いろんな資機材や人件費が上がっていく中で、この交付金のお金が増えとらんもんないというふうな話もありました。そういったことを受けて、私自身、勉強不足があるものですから質問させていただこうと思った次第であります。

改めて、多面的機能支払交付金についてお尋ねをいたします。

この重要性等については、これまでの議会の議論も踏まえ、また、多くの皆様の声を受けて十分理解をしておりますけれども、改めて多面的機能支払交付金の目的と制度概要についてお尋ねをいたします。

○永石農山村課長＝農業・農村は、食料生産の場であることはもちろん、洪水防止や水源涵養、良好な景観の形成など、県民の生活を支える多様な役割を担っております。

多面的機能支払制度は、こうした機能を将来にわたり維持し、次の世代へ引き継ぐために地域で行われる共同活動を支援する制度でございます。平成二十

六年度に平成十九年度から実施されてきた農地・水・環境保全向上対策を引き継ぐ形で創設されております。

本制度は、農地、水路、農道などの草刈りや水路の泥揚げなどの地域資源の維持管理に関する保全活動を支援する農地維持支払と、水路や道路の補修や更新など、地域資源の機能確保や施設の長寿命化に向けた取組を支援する資源向上支払で構成されております。

支払いの対象は、農業者や自治会などで構成される活動組織のほか、複数の活動組織で構成される広域活動組織であり、農業者に加え、地域住民や子ども会など、多様な主体が参加する取組も対象となっております。

なお、交付金は、活動内容や農地の地目に応じた契約単価で交付されており、農地維持支払では十アール当たり田で三千円、畑で二千円となっております。

以上です。

○藤崎委員＝それでは、その取組状況と地域の課題、地域の声についてであります。

多面的機能支払交付金による活動について、現在、県内における保全活動の取組はどのような状況となっているのかお伺いをいたします。

○永石農山村課長＝令和七年度における本県の取組状況は、取組面積が三万五千六百七十七ヘクタールで、県内の農地面積の約七割を占めており、活動組織は六百十五組織で、県内全二十市町で取組がされております。

制度創設時の平成二十六年度は、活動組織数が八百四十六組織、取組面積が三万五千四百十一ヘクタールであったことから、現在は組織数は減少しているものの、取組面積は、ほぼ同水準で維持している状況です。

なお、組織数の減少につきましては、主に広域化による組織の統合が進んだことによるものでございます。県内の農地の約七割において保全活動が継続して実施されており、農地や水路、農道などの地域資源の維持につながっているものと考えております。

以上です。

○藤崎委員＝それでは、保全活動を行う上での地域の声についてでありますが、改めて、どういった声を聞いてあるのか、また、そうした声にどう対応していかれるのかお尋ねをいたします。

○永石農山村課長＝県では、市や関係機関で構成する佐賀県農地・水多面的機能推進協議会と一体となって、各活動組織が抱える課題や今後の活動意向を把握するためアンケート調査を実施し、その結果を現在取りまとめているところでございます。

そのアンケートでは、役員の高齢化や後継者不足、活動参加者の減少に加え、事務手続や会計処理を担う人材の確保が難しく、将来の活動継続に不安を抱えているとの声が寄せられております。

また、高齢化に伴う離農の進行により、ため池管理など少人数で担わざるを得ない状況や、施設の補修、更新に必要な経費が十分でないといった実情も挙げられております。

県では、こうした声や物価高騰による資材費負担の増加などを踏まえまして、令和八年六月補正において、活動組織が実施する水路補修に対し、木材費相当額を支援する事業を予算化し、現在、取り組んでいるところでございます。

今後は、今回のアンケート結果を踏まえまして、市町と連携しながら、活動組織の実情や課題の把握に努め、地域の保全活動が継続されるよう、必要な対策につなげていきます。

以上です。

○藤崎委員＝対策にしっかり取り組んでいくということでありますが、この際、ちょっとお尋ねします。

今、資材等が高騰しているということであります。燃料費や資材費、人件費

などが上昇する中で、現在の交付金額と実際の活動経費との間に乖離が生じているのではないかというふうな心配もするわけであります。そういった組織等があるという話を聞かれてあるのか、また、県としてどういうふうな把握をしてあるのか、この際お尋ねをしたいと思います。

○永石農山村課長＝この制度の交付単価につきましては、北海道を除く全国で一律の単価が設定されております。制度創設後は変更されておりませんが、現在、地域間の声として、一部、交付単価の増額の要望というふうな声も市町から聞いております。こういったこともございますので、まずは現在の交付単価で活動にどのような支障が出ているのか、そういったところを、現場の実情、課題をしっかりと把握して、必要に応じ、その実情を国に伝えていくように考えております。

○藤崎委員＝ありがとうございます。国の制度ということで、所期の目的等々、また、いろんな制度設計があって簡単にはいかないと思います。そういう中で、実情、現場の声も聞かれて把握されているということでもありますし、一層そういった現場の声を国のほうへ届けていただければというふうに思う次第であります。

また、事務負担についてであります。先ほど若干触れていただきましたが、こういったことも高齢化、人材云々という話もあって、負担感が非常に大きくなっているという話も聞いております。書類作成などの事務負担等について、どのような状況を把握されてあるのかお尋ねをしたいと思います。

○永石農山村課長＝事務負担が大きいというふうな御意見が多くありますけれども、現在のところ、活動を継続していく上で事務負担の軽減というところは、県のほうでも重要な課題というふうに思っております。

このため、市町と連携しながら、先ほど申しました推進協議会と一体となって、個別の相談対応、事務作業の技術的な支援ですとか、そういったことに取り組んでいるところです。

以上です。

○藤崎委員＝ありがとうございます。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは、農政に関する結びの質問になりますが、井手農林水産部長に今後の取組ということで総括的に所感をお尋ねしたいと思っています。

この多面的機能支払交付金による活動が大事だというのは、皆さん、共有しているわけであります。これを継続していくため、今後、しっかり取り組んでいかなきゃならないけれども、課題が多く、本当に難しい。言うはやすし行うはなかなか大変だということだというふうに理解をしております。ぜひ、県におかれては頑張っていただいて、そして地域を守っていただきたい。そしてまた、担い手をしっかり育てていただきたいと思います。

いろんな課題がある中で、県は今後どのように取り組んでいくのか、結びに井手部長さんにお尋ねをいたします。

○井手農林水産部長＝まず、ちょっとお答えいたします。

農業・農村が持つ多面的な機能を将来にわたって維持し、次の世代へつないでいくことは、極めて重要です。言うまでもなく、本県農業の成果は、農業者の皆様の日々の営農の積み重ねの上に成り立っております。そして、地域住民の皆様と供に守られてきた農地や水路、農道、ため池などは、農業生産を支えるだけでなく、地域の暮らしを守る基盤にもなっております。

一方で、農業者の減少や高齢化が進む中、こうした活動を続けていくことは、年々、難しくなってきています。だからこそ、受け継がれてきた地域資源を次の世代へつないでいくためには、人の力はもちろんですけれども、その活動を多面的機能支払制度などの行政の仕組みによって支えていくことが、これまで以上に重要になっていると思います。

県としましては、市町や活動組織の声を伺いながら、関係人口の創出や外部

人材の活用も含め、必要な対応を行うとともに、この多面的機能支払交付金の十分な予算の確保、そして、県もできることをやりながら、事務負担の軽減について国に働きかけるなど、地域の保全活動を継続できる仕組みの充実に取り組みます。

総括的なというお話でしたので、先ほど、荒廃農地対策であるとか、新規就農者の確保についても御質問いただきました。

今回、私が荒廃農地対策について考えたときに強く感じたのは、これは産業労働部時代からそうだったんですが、あらゆる産業は、やはり人が基軸でありまして、そのことが農業においても特に当てはまるなということでございます。今、農業者の減少や高齢化が大きな課題となっております。農地そのものが残っていても、それを耕し、管理し、次の世代につなげていく人がいなければ農地は守れません。荒廃農地の問題も、突き詰めれば、やっぱり人の問題だなと思いました。

改めて申し上げますと、荒廃農地の基本は、未然の防止と、その利活用ですが、そのためには人が農業に向き合い続けられる基盤と環境づくりが欠かせないなと思っております。農地の集積、集約や、地域計画の実践、スマート農業による生産性向上や省力化、新たな担い手の確保、育成、園地承継の推進、様々あります。そうしたことに複合的に取り組むというのは、あくまでも人が農業に向き合い続けられる産業として支援するということだと思います。

そして、もちろん、荒廃農地にとどまらず、農業を取り巻く様々な課題への対応や稼ぐ農業の実現にもつながるものだと思います。引き続き取り組みます。

私からは、以上です。

○藤崎委員＝本当に心強い所感、ありがとうございます。先日、地元で、これまでミカンを生産されてある方が、稼ぐという観点からシャインマスカットを作られて、それを私も購入して食べたんですが、本当においしくて、こういうのが地元でできるんだということで本当にうれしい気持ちになりました。人を育てていただいているなということをそこでも感じたわけであります。今後の県の活躍を期待しております。

では最後に、企業誘致について質問をいたします。

今朝の佐賀新聞に、「県内工業用地八・九％上昇」ということで一面に載っておりました。佐賀県の潜在価値が高まっている。そして、それを全国に知らしめているというふうな感じがいたしまして非常にうれしく思いました。全国二位ということであります。

そういった中で佐賀県が取り組んでいる企業誘致については、これまで大きく実績等を上げていただいております。私の地元であります大和町においても、産業用地をしっかりと造成していただいております。そういった点に感謝しながら質問させていただきます。

企業誘致及び産業用地整備の現状についてであります。

現在、鋭意、企業誘致を進めているということでありますが、近年の企業誘致の実績はどのようになっているのか、この際お尋ねをいたします。

○田中企業立地課長＝まず、企業誘致の実績についてお答えいたします。

令和七年度の企業誘致件数は十五件となっており、このうち製造業が五件、事務系が十件となっております。

なお、この十五件のうち、県内初進出、または大規模増設件数が十五件、半導体やデジタル関連分野等、重点分野の立地件数が十一件となっております。また、平成二十八年度からの十年間で見ますと、企業誘致件数は二百十四件となっており、このうち製造業が百二十一件、事務系が九十三件となっております。この間の新規雇用者数は七千二百六十九人で、このうち地元雇用者数は五千七百九十三人となっております。

業種は様々で、製造業だけではなく、デジタル関連産業などの進出も続いて

おり、県内各地に多様な企業が進出している状況でございます。

次に、産業用地整備の現状についてお答えいたします。

県では、委員からも御紹介いただきました佐賀市大和町の佐賀コロニー跡地と吉野ヶ里町の二カ所で県営産業用地造成事業を実施しております。

また、本県初の官民連携プロジェクトである鳥栖市のサザン鳥栖クロスパークのほか、唐津市の新産業集積エリア唐津第二期、有田町の新産業集積エリア有田、吉野ヶ里町の東脊振インター工業団地、武雄市の、まだ仮称でございますが、新武雄工業団地がございます。

このほか、計画・構想段階のものといたしまして、佐賀市の久保泉地区と諸富地区、みやき町の西寒水地区で、産業用地整備について検討を進められているところでございます。

以上、お答えいたします。

○藤崎委員＝用地等についてもお答えいただき、ありがとうございます。

それでは、佐賀市大和町に今鋭意進めていただいております佐賀コロニー跡地における産業用地造成事業の進捗状況及び今後の予定についてお尋ねをいたします。

○田中企業立地課長＝まず、産業用地造成事業の進捗状況及び今後の予定についてお答えいたします。

まだ仮称でございますが、佐賀市県営産業用地の造成事業におきましては、佐賀コロニー跡地活用策といたしまして、周辺の農地を加え、産業用地として整備を行っているところでございます。

造成工事につきましては、令和五年十二月の佐賀市との開発行為の協議の成立を受けまして、令和六年一月に着工いたしました。

これまでに企業に分譲する区画の造成をはじめ、産業用地整備に伴い、変更となる敷地内の農業用排水路の付け替え工事などを実施しております。また、現在は、分譲開始に向けて登記事務を行っているところでございます。

次に、目指す企業誘致でございますが、当該産業用地は、佐賀大和インターチェンジから約四キロと近く、開発面積自体は約十四・五ヘクタールでございまして、分譲地につきましては、二区画で合計約十一ヘクタールを予定しております。この一定規模の用地を求める企業のニーズに対応できる面積を有しておりますので、県内で最も人口の多い佐賀市内にあることから、人材確保の観点からも企業の進出先として魅力的な産業用地であると考えております。

令和五年十月に決定されました地区計画におきまして、製造業や試験研究施設、それらに付随する施設などが対象業種となっており、若者が活躍でき、この地域、ひいては佐賀県にとって高い付加価値をもたらす企業をターゲットとしております。

分譲前ではございますが、パンフレットやホームページといった各種広報媒体を活用して誘致活動を行っておりまして、既に複数の企業から問い合わせを受けているところでございます。

引き続き、この産業用地の強みをアピールしながら、誘致実現に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○藤崎委員＝今、田中課長の答弁を聞きながら、大変期待をいたしました。頑張っていただきたいと思います。

それでは、企業誘致における課題であります。

企業誘致を進めていくに当たり、佐賀県の強みがある一方、課題も当然あるわけであります。これまで企業誘致を進めてきた中でどのような課題があるのかお尋ねをいたします。

○田中企業立地課長＝交通アクセス、電力、水などのインフラのほか、人材確保など、企業が求めるニーズは様々ございます。その中で誘致に当たって共通

する課題は、産業用地の確保といえます。近年、県内での企業誘致が順調に進んでおりまして、産業用地が不足している状況と認識しております。

このため県では、二カ所で県営産業用地造成事業を実施しておりますが、企業のニーズに幅広く対応できる産業用地を確保するためには、市町による産業用地整備が必要不可欠であることから、市町の取組を後押しするために、各種の補助や技術的な助言など側面支援を行っているところでございます。

今年も私が個別に県内市町と企業誘致について意見交換を実施いたしました。その中で産業用地整備に向けた県の支援策についても紹介したところ、複数の市町が候補地選定に係る適地調査の実施に向けて検討を始めていただいたところでございます。

特に、産業用地の計画・構想段階にございます佐賀市とみやき町とはしっかりと連携しながら、本県産業の成長を牽引するような企業の誘致を実現すべく、産業用地の整備を進めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○藤崎委員＝ありがとうございます。頑張っていただきたいと思います。

課題については、今、答弁いただいたとおりだと認識をいたしております。あわせて、これは市町との連携という意味においても、アクセス道路等の環境整備についても、やはり考えていっていただきたい。非常にありがたい面がある一方で、そこはまた車がたくさん寄ってくれれば渋滞等も生じてまいります。そういったことを踏まえますと、アクセス道路等についても市町のほうとよく、所管をまたがって議論して、そして、より一層、地域の皆様に喜ばれる、また、企業にとってありがたい場となるように努力していっていただきたいと思います。

あわせてもう一点申し上げますと、例えば、大和のほうで言いますと、そういうふうに非常に頼もしい集積地ができるということでありますけれども、一方で、そこは地域が物凄く暗くて、夕方になると真っ暗になってしまうんですね。そうすると、これまではさほど気にならなかったけれども、そういう大きな工場団地ができるということで、治安は企業が防犯等しっかりやっていただけると思うんですけれども、場所柄、市町が管理しがたい地域になってくると。つまり県道があって、当然これは県が管理せにゃいかんぬ。そして、ちょうど市町の境目ということがあって通学路としての管理も難しい。小中学校の通学路だったら市町が自治会と一緒になって、街灯をつけたりとか防犯灯をつけてくださるんですけれども、市町をまたぐところは高校に通う生徒さんの通学路になるんですね。

そういうところは県道ですけれども、そういった防犯灯かと街灯がなかなかつかないということで、皆さん、夕方、部活帰りとか怖い思いをしている場所が多いということです。この地においても、地域の方から、そういった要望が非常に強く出てきております。

そういったことも踏まえて、環境という観点から、そういう課題もあるんだということで市町のほうともぜひ協議していただいて、より一層、皆様に喜ばれる場となるよう、していっていただければなということを申し上げておきたいと思います。

それでは、最後の質問になります。今後の企業誘致の取組ということについてお尋ねをいたします。

人材確保という大きな課題がある一方で、働く場というのは、これは絶対的に大事だと。そして、魅力ある企業、働きたいと思える職場、そういったところにぜひとも育っていってほしい、また、誘致してほしいと思うわけであります。

これからまたしっかりと企業誘致に取り組むことで相乗効果、要は、佐賀県に進出すれば優秀な人材が確保できるんだ、そういった相乗効果も生み出して

ほしいと思うわけであります。

今後、どのように企業誘致に取り組んでいくのか、最後にお尋ねしたいと思います。

○田中企業立地課長＝企業誘致の実現は、投資や、先ほど委員がおっしゃった雇用の創出など、地域経済に大きな効果をもたらすと思っております。誘致を実現するためには、自治体間の厳しい競争を勝ち抜く必要がございます。その中でも本県には災害リスクの低さ、優れた交通アクセス、アジア市場への地理的優位性、優秀な人材、そして手厚いサポートなど、大きな強みがございます。こうした強みを生かしまして積極的に誘致に取り組むことで、これまで大きな成果を上げてまいりました。

先ほど、委員からお話がありました人材確保につきましても、我々、佐賀県は、そういった誘致企業さんから大きな評価をいただいておりまして、産業人材課と連携しながら、高卒がいいのか、大卒がいいのか、社会人がいいのか、そういったことのニーズを聞き取りながら、しっかりと取り組んできております。

そして、現在は、半導体やコスメといった本県に強みのある分野に加えまして、デジタル関連分野、蓄電池、次世代モビリティなどのグリーンイノベーション分野、さらに、研究開発や総務・経理といった本社機能部門などの誘致に重点を置いて取り組んでいるところでございます。

引き続き、企業の進出先として本県の強みを生かしながら、本県の発展を牽引し、若者をはじめとする県民が活躍できる付加価値の高い企業の誘致に力を尽くしていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○桃崎委員長＝暫時休憩します。十三時をめどに委員会を再開します。

午前十一時四十八分　休憩

午後一時　開議

○桃崎委員長＝委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○弘川委員＝「自民党ネクストさが」の弘川貴紀です。今日は、農作物の盗難被害対策、大学生の県内就職促進、そして、中東情勢対応の三項目について質問をしていきたいと思います。

問いの一から入ります。

先月、八月上旬、私の地元の伊万里で佐賀県の育成品種「いちごさん」の苗が二千株、育苗ハウスから盗難されたとの報道がありました。そして、江北町でも二千株の苗の盗難が、ＮＨＫで先週末、放送されたばかりです。

イチゴ栽培は、令和八年産に向けた苗の準備の真っただ中であり、「いちごさん」は、デビュー以来、これまでは数十株単位での盗難でしたが、今回は極めて大きな被害であります。最高に暑かった中で苦労されながら大切に育てられた苗です。生産者にとっては、大変悔しく、腹立たしい出来事であったと感じています。幸い、代わりの苗が確保され、生産への影響は最小限に抑えられる見込みとお聞きし、ほっとしています。

また、今年五月にも、多久市内で県の育成杉品種、「サガンスギ」の苗木が抜き取られる事案もあり、県の育成品種が相次いで被害に遭っていることに、私は強い危機感を感じています。

生産される方々は、資材価格の高騰や高温対策、鳥獣被害対策など様々な課題に直面されていますが、丹精込めて育てた農産物などが盗まれることは、経済的損失だけではなく、生産意欲までも奪われる深刻な問題です。

さらに、佐賀県にとってみても、「いちごさん」、「サガンスギ」は、重要な知的財産で、盗難によって無断で増殖したり、不正な流通があれば、種苗法上の権利侵害になります。私は、今後、組織的な盗難事例が増えていくのではないかと案じており、その防止対策と啓発をさらに強化すべきと問題提起をしたいと思います。

そこでまず、八月上旬の伊万里市内で起きた「いちごさん」の苗の盗難の受け止めと事後対応についてお尋ねいたします。

○田川園芸農産課長＝伊万里市内で発生した「いちごさん」の苗の盗難についてでございますが、私も事案が発生した後、実際に現場に伺わせていただきまして、被害程度の確認であったり、あるいは被害に遭われた農家さんと話をさせていただきました。

その上でということになりますが、今回の苗の盗難については、委員おっしゃられたとおり、高温対策など日々の管理に苦労しながら大切に育ててこられた農家にとって大きな損失であり、その憤り、それから落胆は大きなものと受け止めておりまして、誠に遺憾に思っております。

また、「いちごさん」は、県、ＪＡ、農家が長い年月をかけて作り出した本県の大切な知的財産でございます。こうした盗難は、農家への被害にとどまらず、苗の不正な流出や無断増植、そして、ブランド価値の低下にもつながりかねないものであり、重く受け止めております。

今回の事案については、被害の発生直後から関係機関で速やかに情報共有を行い、被害の拡大防止や盗難防止に向けた対応を進めてきたところでございます。

現場では、県の振興センターが被害農家のハウスに緊急的に防犯カメラを設置したほか、ＪＡから警察へ巡回強化を要請し、夜間巡回が実施されております。また、農家同士による見回りや育苗ハウスの出入口を車両でふさぐなど、地域ぐるみでの防犯対策も行われているところでございます。さらに、県では、速やかに注意喚起を行うとともに、研修会やＪＡ機関紙を通じて、盗難防止対策や種苗法の遵守について、改めて周知徹底を図ったところでございます。

なお、被害を受けられた農家については、生産部会内で苗を融通することによりまして、令和八年産の生産への影響は抑えられる見込みとなっております。

一方で、農家の努力や「いちごさん」の価値を守るためにも、引き続き、関係機関と連携しながら盗難防止対策に取り組んでまいります。

以上です。

○弘川委員＝詳細に答弁、ありがとうございました。影響は最小限に抑えられた、防犯カメラを設置している、それと巡回強化、地域ぐるみで防犯対策も行っていると、迅速な対応、ありがとうございます。

続いて、被害の実態についての質問です。

全国的には、イチゴの苗の盗難というのは、意外と少ないとは思いますけれども、果樹ですね、ブドウ、梨、桃、ミカン等の果樹被害が多いと伺っています。全国における直近五年間の被害状況をお示しください。

○田川園芸農産課長＝全国の農作物盗難被害について、警察庁の犯罪統計によりますと、被害件数は、令和三年が二千四百四十一件、令和四年が二千百九十四件、令和五年が二千百五十四件、令和六年が二千二百一件、令和七年が二千百八十八件となっておりまして、近年は年間二千件を超える被害が発生しております。

また、届け出被害総額は、令和三年が五千六百二十五万円、令和四年が六千百四万円、令和五年が五千九百四万円、令和六年が一億五十三万円、そして令和七年が一億三百三十七万円となっておりまして、令和六年以降は一億円を超える状況となっております。

盗難の対象は、先ほど委員おっしゃられましたとおり、桃やブドウ、リンゴなどの果樹をはじめまして、キャベツや白菜などの露地野菜での被害が多い状況となっております。

このように農作物の盗難は全国的に発生しておりまして、農家に大きな損失を与えるだけでなく、生産意欲の低下にもつながりかねない問題であると認識をしております。

以上、お答えいたします。

○弘川委員＝ありがとうございました。これは被害で警察に届けられた件数であって、データとしては間違いない数字であると思います。二千件台前半で推移、それで直近における被害は一億円を超えると、そういう御答弁でございました。この調査は、農林水産省と警察庁が協力の下の認知件数であります。

それでは、佐賀県における直近五年間の被害状況もお願いいたします。

○田川園芸農産課長＝本県の農作物の盗難被害について佐賀県警の調査によりますと、被害件数は、令和三年が十四件、令和四年が十二件、令和五年が二十件、令和六年が十二件、令和七年が三十三件となっております。また、届け出被害総額は、令和三年が二十七万円、令和四年が四十九万円、令和五年が百十二万円、令和六年が二万円、令和七年が二十一万円となっております。盗難被害は毎年発生しており、その件数や金額は年によって大きく変動しております。

なお、盗難の対象は、ミカンやタマネギなどの露地栽培の農作物が多い状況でございます。

以上でございます。

○弘川委員＝佐賀県の状況もお示しいただきました。一番多いのが去年、二〇二五年の三十三件ということで、被害額はさほど大きいとは思わないんですけれども、これがやっぱりイチゴの苗とかになると、作ってイチゴができて売り上げということになると、莫大な金額になっていく可能性もあります。全国では二千件前後で推移、佐賀県では昨年が最も多い三十三件とのことでした。この数字は、先ほども言いましたように、警察に被害届が提出されたものであって、生産者の約半数が警察に届けていないとの調査結果もありました。つまり被害の実態をつかむことが極めて重要となります。

いろいろ調査研究した結果、ある論文では、アメリカ、イギリス、オーストラリアでは、犯罪学の中に農村犯罪学という分野が存在しているが、日本では先駆的な研究以外は、農村犯罪学は途に就いたばかりという一年前の論文がありました。

その先駆的な研究はどういうものかと、さらに深掘りしました結果、それは全国の五百六十三のＪＡを対象に調査アンケートを実施したそうです。ちょうど一年前です。結果はといいますと、半数のＪＡで被害を認識している。七五％以上が夜間、深夜ということです。四件のうち三件、七五％は夜間、深夜に発生しているという調査結果です。それと、特に果物被害が多い。その原因として農園へのアクセスのしやすさ、人目の少なさ、これが最近だと思うんですけれども、ネット等の販路の多様化による盗品の追跡の難しさなどを挙げてありました。解決は簡単ではないということだと思います。

次に進みますが、冒頭で言いました「いちごさん」や「サガンスギ」は、佐賀県育成品種です。盗難による無断増殖や不正流通を防止するためにどのように取り組んでいるのかをお尋ねいたします。

○犬走農政企画課長＝県育成品種に係る知的財産保護についてお答えいたします。

県が育成した品種は、生産者の所得向上や本県農林業の競争力強化、ブランド力向上につながる重要な知的財産であります。

そのような中、「サガンスギ」の苗木の抜き去り事案や、「いちごさん」の苗の盗難事案のように、県育成品種が流出した場合には、無断増植や不正流通による知的財産権の侵害につながるおそれがあります。また、県内では、これまでも「いちごさん」や「にじゅうまる」の苗の不正流出事案が発生しており、県育成品種を守る取組が重要となっております。

このため、県では、令和四年六月に「佐賀県知的財産を大切にし、みんなで守り、育て、新たに生み出す条例」を制定するとともに、県や市町の職員、ＪＡの営農指導員等を対象とした研修や、生産者向け研修会における啓発、ホームページやＪＡの機関誌を活用した広報などを通じて、知的財産保護に関する普及啓発に取り組んでおります。

また、県育成品種につきましては、種苗法に基づく品種登録を行うとともに、試験研究機関における種苗の在庫管理の徹底や立ち入り制限、許諾を受けた団体などにのみ種苗を供給するなど、適正な管理を行っております。

さらに、農業試験研究センター内に、「佐賀県品種Ｇメン」を設置しておりまして、権利侵害の疑いがある場合には、現地確認や必要に応じたＤＮＡの分析等を実施し、侵害が確認された際には、被害届の提出や侵害行為の是正などにつなげる体制を整備しております。

引き続き、無断増植や不正流通の防止に向けた普及啓発と適正管理を徹底するとともに、「佐賀県品種Ｇメン」による体制を維持し、本県の大切な知的財産の保護に努めてまいります。

以上、お答えします。

○弘川委員＝丁寧にありがとうございました。令和四年に条例を制定して、研修、啓発、広報に取り組んでいると、それと在庫管理の徹底、それと「佐賀県品種Ｇメン」ですね、これは「佐賀県農林産物品種流出対策チーム」という正式名称であると思われます。それでＤＮＡとか追跡調査を徹底しているということで、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

次は、農産物の盗難防止として、県や生産現場では、これまでどのように対策を講じてきたのかをお尋ねいたします。

○田川園芸農産課長＝県では、これまで主に知的財産保護の観点から、「いちごさん」や「にじゅうまる」を中心に盗難防止対策に取り組んできたところでございます。

具体的には、研修会やＪＡ機関誌などを通じて継続的な注意喚起を行うとともに、不審者の侵入を防ぐため、ハウスの施錠や立入禁止看板の設置、防護ネットやワイヤーメッシュの整備などの防犯対策を呼びかけてきたところでございます。

また、万一の盗難発生時に迅速に対応ができるように、「いちごさん」では管理台帳の整備、「にじゅうまる」では栽培園地や植栽本数を登録管理する園地登録制度により、種苗や苗木の適正な管理と数量把握の徹底を指導してきたところでございます。

こうした取組を受けまして、生産現場では、適切な種苗管理に加えまして、収穫物保管庫の施錠や防犯カメラ、センサーライトの設置など、それぞれの状況に応じた防犯対策が進められております。

さらに、「いちごさん」や「にじゅうまる」につきましては、盗難被害を確認した場合、速やかに警察へ通報するとともに、県やＪＡへ報告する体制を整えておりまして、早期発見と迅速な対応につなげているところでございます。

以上、お答えいたします。

○弘川委員＝ありがとうございます。ネットや柵の設置、施錠は大事だと思います。それと、やっぱりセンサーライトとか防犯カメラ、これは多分有効だと思うんですよね、人を感じる温度センサーとか。ただ、電源を引っ張ってこないといけないんですよね。だから、農家さんも、防犯カメラとかセンサーとかつけたいと思って見積もりをしても、電源を引っ張るための工事費プラス防犯カメラとかセンターとかを加えれば、恐らく被害額の五倍、十倍ぐらい、五十万円から百万円ぐらいかかるような設備が大事ということで、そのまま、取りあえず鍵をかければいいかみたいなですね、あとパトロール、見回り、そういうことだと思います。

一つ、こういう収入保険も、普通入っていらっしゃるとは思いますけれども、万が一のときに、収入保険の加入というのも大切になってくるかと思います。

ここまで被害の実態、知的財産保護、これまでの防止対策を議論させていただきました。高温遮熱対策や鳥獣対策は、意外とできやすいと思いますけれども、人への対策というのは、かなり難しい課題と認識しています。全国を見渡してみますと、県とか農業団体、ＪＡ、警察などが連携して本腰を入れて取り組んでいる事例もあります。

佐賀県におかれても、盗難抑止に向けた普及啓発や関係機関との連携をこれまで以上に強化すべきと考えますが、見解を最後にお尋ねいたします。

○田川園芸農産課長＝今後の取組ということでございますが、先ほど御答弁したように、これまで県では主に県育成品種などの知的財産を守る観点から盗難防止対策に取り組んでまいりました。農作物の盗難被害が発生している状況を踏まえまして、今後は、県育成品種の保護はもとよりでございますが、農作物全般を対象とした盗難防止対策を強化していきたいというふうに考えております。そのためには、まず、農家や生産部会が自ら農作物や種苗を守るという意識を持ち、防犯対策に取り組むことが重要であると考えております。

このため県では、被害リスクが高まる時期に合わせた注意喚起を行うとともに、盗難防止啓発チラシに具体的な対策事例を掲載するなどして、農家の防犯意識の向上と対策の実践につなげていきたいというふうに思います。

また、「盗難防止警戒中」などと記載した警告看板やステッカーの活用を促進し、産地における防犯環境づくりを後押ししてまいります。

さらに、ＪＡや県警と連携しまして、防犯パトロールや啓発ポスターの掲示、ホームページやＳＮＳを活用した情報発信などを行いまして、佐賀県は農作物の盗難防止にしっかり取り組んでいるというメッセージを発信していきたいと思います。このときに先ほど先生から御指摘いただきました最新の知見なんかも貪欲に取り組みながらやれたらというふうに考えております。

農家が大切に育てた農産物と本県の貴重な知的財産を守り、安心して農業を継続していただけるように、関係機関と連携しながら盗難防止対策の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○弘川委員＝積極的な御答弁、ありがとうございます。私は、どちらかというと、今後、組織的な盗難事件が起こってくるという可能性があるのではないか、ここら辺でさらに抑止、啓発、関係機関の連携というのが必要になってくるのではないかという問題提起でしたので、ぜひそういうことで今後取り組んでいっていただきたいと思います。

全国の農作物の被害を月別に見ると、十月が果樹が多いので十月が一番多いんですよね、あと七月と。佐賀県も、これから梨とかミカンとか収穫時期になって、冬場においては、また「いちごさん」ができますので、今から下半期に向けてぜひ強化をお願いしておきたいと思います。

それでは問いの二は、大学生の県内就職促進についてお尋ねいたします。

昨日午前中、石井委員のほうからも言われましたが、この委員会で佐賀市にある中島製作所に視察に行かせていただきました。佐賀型次世代ものづくり投資促進事業費補助金を活用して三台の先端機械を導入した効果を説明していただきました。工程の集約で生産効率が上がり、高精度の製造とともに、外注していた部品を工場内で内製化できることにより、増産に次ぐ増産となっておられました。半導体部品以外にも自社ブランドが好調に推移しているとのお話もあった次第でございました。

このように、県内には、すばらしい企業がたくさんあり、大学生にどうやって知ってもらうかが最大の課題であると私は考えています。コロナ禍以降、オンラインでの就職活動やウェブの活用が普及定着しています。企業サイドは学生に直接会って人物像を知りたい、学生サイドは担当者に直接会って企業風土を肌で感じたいというニーズは、これからも続いていくと思います。そしてもう一つ、インターンシップに参加した学生に早めに内定を出す傾向にあり、就職活動が、より早い時期から進む特徴もあります。このように学生と企業がリアルに、フランクに交流できる場の重要性は、ますます高まっていくと考えます。

こうした中、県では、令和二年度から「さがを深く知る大交流会『サガシル』」を立ち上げ、学生と企業の接点づくりを行っています。これに加えて、県内外の大学で開催している「しごと体験フェア」では、仕事体験を通じて密度の濃いつながりによって、双方の距離を縮め、具体的なイメージづくりにも役立っているとお聞きしております。

私は、ありがちな採用活動ではなく、互いのパーソナリティーを深く知るお見合いのような場であり、若者の船出を支える場として意義のある取組だと高く評価をしています。

ここから質問に入ります。

令和二年度から行っている「サガシル」の目的と、これまでのいきさつについて、市丸産業人材課長にお尋ねいたします。

○市丸産業人材課長＝「サガシル」は、学生が県内企業で働く人との交流を通して、県内就職を将来の選択肢として意識してもらうことを目的に、令和二年度から実施しているものでございます。特に、就職活動が本格化する前の大学一年生から三年生を主な対象といたしまして、早い段階から企業と接点を持つことで、県内企業への理解や関心を深めてもらうことを重視しております。

令和二年度は、コロナ禍のためオンラインでの開催でございましたが、令和三年度からはリアル開催に移行しまして、さらに令和五年度からはＳＡＧＡアリーナを会場として、体験型コンテンツの導入など内容の充実を図ってきたところでございます。

以上です。

○弘川委員＝企業との出会いの場の提供ということで、令和三年度からはリアルに開催して、令和五年度からはＳＡＧＡアリーナで開催しているということでございました。

産業労働部では、この「サガシル」以外でもインターンシップの重要性の高まりから、令和五年度から県内企業のインターンシップの受け入れ支援とか、県外の学生に交通費の補助、令和六年度から県外発信強化といったことをセットにしてやられていると認識しています。

目的と経緯について答弁がありました。学生と企業双方に寄り添って年々ブラッシュアップされてきたこの事業、今年度は、さらなる工夫と見直しをされたと伺っています。そこをお尋ねいたします。

○市丸産業人材課長＝今年度は、より多くの学生に参加していただけるように、開催時期や周知方法などを見直したところでございます。

まず、大学三年生の参加を促進するため、従来の秋の開催から六月開催へ前倒しして、夏休みに入る前の就職活動への関心が高まる時期に参加できるように改善したところでございます。

また、県外大学に参加した学生も参加しやすいように、県外大学から会場までの送迎バスを運行するとともに、県外大学でも開催しております大学内イベント「しごと体験フェア」や大学の講義などと連携した周知を強化したところでございます。

さらに、今年度は、初めて学生のサークル活動の成果発表の場として学生向けのフェスをサブアリーナで同時開催いたしまして、新たな学生層の来場促進や企業ブースへの回遊性の向上などを図ったところでございます。

加えまして、初めてトークゲストを招聘するなど、これまで「サガシル」に参加してこなかった学生にも関心を持ってもらえるよう、様々な見直しを行ったところでございます。

○弘川委員＝これは本当に失敗を恐れずチャレンジされたと思います。十一月に開催というのを六月に前倒しするということは、十一月に開催した後、そんなに期間がなかったと思うんですよね。それを学生と企業のため、県庁の職員さんがしっかり前倒しの準備をされた、ここは本当に敬意に値すると私は感じております。やはり夏休みにインターンシップに行く前に、この交流会をやって、ある程度めどをつけてインターンシップにつながるという成果もあったと思います。

それでは、その見直しの成果は、実績にどう表れたのかお尋ねいたします。

○市丸産業人材課長＝見直しの結果といたしまして、昨年度は出展企業数が百三社、来場者数が七百三十七名だったものが、今年度は出展企業数が百四十三社、来場者数が千百三名となり、いずれも過去最多を更新したところでございます。特に、開催時期の見直しによりまして、大学三年生の参加は、昨年度の五十八名から今年度は二百七十五名と大幅に増加しております。就職活動を意識し始める層へのアプローチ強化につながったものと思います。

また、県外大学生の参加者数も、昨年は十三名でしたが、今年度は百十二名と、こちらも大幅に増加しておりまして、Ｕターン就職を見据えた接点づくりにも成果が現れているものと考えております。

会場では、学生が複数企業を積極的に訪問しまして、終了時間が迫ってきている中でも交流を続ける様子も多く見られたところでございます。学生と企業の双方にとって有意義な出会いの場になったものと受け止めているところでございます。

以上です。

○弘川委員＝実績も示していただきました。企業が百三社から百四十三社、これは大幅に増えています、スケールアップしたと私も思います。七百三十七人

から千人を超え千百三人、これも大幅にアップした。

やっぱり先ほど答弁でもおっしゃったように、初めて学生フェスを開催されて、企業ブースと学生フェスの会場が動線でつながったという効果も十分にあるのではないかと私は思います。通常、面接官と就活生の枠を超えたこういう取組が本当に実った今年の「サガシル」ではなかったかなと思います。

それでは、参加した学生とか企業からはどのような声が寄せられているのかをお尋ねいたします。

○市丸産業人材課長＝参加した学生へのアンケートでは、イベント全体の満足度について、「大変満足」、「満足」と回答した学生が九七％と、参加した学生からは高い評価をいただいているところでございます。

学生からは、「企業の事業内容や職場の雰囲気について直接話を聞くことができ、ホームページだけではなかなか分からない魅力を知ることができた」、「たくさんの企業の話を聞くことができて、佐賀の企業も就職先候補となった」、「気軽に会社の人と話ができたのがよかった」、「自分だけでは魅力に気づきにくい業界や職種に触れることができた」といった声が寄せられたところでございます。

また、企業へのアンケートにおいても、「大変満足」、「満足」と回答した企業が九〇％と、参加企業からも高い満足度を得ているところでございます。

企業からは、「多くの学生にブースに来ていただき大変有意義な交流機会となった」、「お互いの素顔や本音が分かる交流ができた」、「大学一、二年生に加えて就職活動を意識し始めた三年生と気軽にいろいろな話ができてよかった」、「今回のサガシルでインターンシップへの申込みがあった」などの声をいただいているところでございます。

こうした声からも、単なる企業説明の場ではなく、継続的な関係づくりにつながる場として一定の成果があったものと考えております。

○弘川委員＝ありがとうございます。本当に高評価の、満足度が九七％というのは、本当に高い満足度だったと思います。

私も、いろいろＳＮＳとかああいうのを調べて、企業の反応、高校生の思いというのをちょっと拾ってみました。企業は、「開催時期が早まって直近の採用活動やインターン募集にも生かせるありがたいタイミングだった」と、これが一番肝だと私は思います。高校生は、「仕事のイメージが明確になった」、「入りたいなと思える会社も幾つか見つかった」、こういう具体的に心を解きほぐすような、何とか佐賀に残って就職したいという、その心を解かす成果があったと思います。ミャンマー留学生も、「医療・社会福祉系の会社七社に狙いを定めて話を聞くつもり」と、これも具体的な感想を述べておられました。

次の質問にいきます。「サガシル」の特徴と他の自治体イベントとの違いについて。

これは大きな違いがあると私は思います。各地で大学生向けの自治体主催の合同企業説明会が開催されていますが、「サガシル」には、どのような特徴と強みがあるのかをお尋ねいたします。

○市丸産業人材課長＝「サガシル」の特徴は、他の自治体で多く実施されている、いわゆる就職活動に特化したような合同企業説明会、そういう採用情報中心の場ではなく、学生と企業が気軽に交流できる場であるという点があると思っております。会場づくりにおきましても、学生が参加しやすい雰囲気づくりを重視しておりまして、例えば、椅子を設けないですとか、就職の合同説明会にありがちなバックパネルを設けないですとか、そういったことで企業担当者と同じ目線で気軽に会話できる環境とすることで、企業の魅力だけではなく、実際に働く人の思いや職場の雰囲気、そういったところにも触れてもらう工夫を行っているところでございます。

こうした交流を重視するコンセプトを一貫して続けてきたことで、学生だけ

ではなく、参加企業にもその考え方が浸透し、企業側においても、学生に会社情報を一方的に説明するのではなく、相互理解を深めるコミュニケーションを図る意識が醸成されてきているのではないかと考えております。

このような学生と企業双方による交流の積み重ねが、「サガシル」ならではの雰囲気や価値につながっておりまして、その結果として千百三名と過去最多の実績につながったものと考えております。県が把握している他自治体の大学生向け交流イベントと比較しても、大規模な参加実績を有するイベントとなっているところでございます。

長年にわたり交流を重視した取組を継続し、その考え方が学生、企業の双方に根づいていることこそが、「サガシル」の大きな強みではないかと考えているところでございます。

以上です。

○弘川委員＝特徴と強みについて答弁いただきました。本当に若者の船出を支えている交流会だと思います。人の集客自体も、恐らく他の自治体でやっているのと比較して桁違いだと私も調べて思っております。やはりこういう交流会をやるというのは、大学側の協力も大変重要だと思って、そういう意味では県と大学との関係性が本当にいい連携がなされているなと思いました。

続いて、「しごと体験フェア」についてお尋ねいたします。

県内外の大学の校内で実施している「しごと体験フェア」の目的と特徴について教えてください。

○市丸産業人材課長＝「しごと体験フェア」は、学生が県内企業の仕事の内容を実際に体験しながら理解を深め、県内就職への関心を高めることを目的として実施しております。

このイベントの特徴は、企業説明を聞くだけではなく、ワークショップや業務体験などを通じて実際の仕事に近い体験ができる点にございまして、具体的な例を幾つか申し上げますと、食品の卸売・小売業の企業では、学生が価格帯の違う冷凍ハンバーグの食べ比べを行いまして、価格帯の違いに応じた営業先の検討ですとか、営業の仕方等を体験したり、あと金融機関では、企業向けのコンサルティングのロールプレイングやグループワークを行ったり、製造業の企業ではパソコンを用いて電気図面の作成体験やプログラムの動作確認の体験を行うといったようなものでございます。

特に、県外大学に進学した学生は、県内企業に接する機会が限られるため、大学内で開催することで参加しやすい環境を整えているところでございます。

また、「サガシル」との連携も意識しておりまして、県外大学で開催する「しごと体験フェア」につきましては、「サガシル」の開催前に実施することで「サガシル」への参加を促しております。

また、県内大学で開催する「しごと体験フェア」に関しましては、「サガシル」の開催後に実施することで、「サガシル」で高まった企業への関心をさらに深める機会としているところでございます。

以上です。

○弘川委員＝大変よく分かりました。やはり仕事体験、図面を作成したりとか、ワークショップを開いたりとか、そういうことで会社の中身がおぼろげながらつかめるというところでは、意味のある「しごと体験フェア」だと思います。

県外大学では大学内で開催ということですね。これは大学に行った中での開催ということで学生も参加しやすい。しかも、時間軸でいくと、「サガシル」の前にやって「サガシル」に来てもらうための広報、「サガシル」に行った人が県内では「サガシル」の後に「しごと体験フェア」をやるという、時間軸の、そこら辺の誘導作戦といいますか、そこら辺も非常にいいと思いました。

今年度の開催実績はどうだったんでしょうかお尋ねします。

○市丸産業人材課長＝今年度は、これまでに佐賀大学、福岡大学、九州産業大

学、長崎国際大学で開催しておりまして、延べ二十四社の企業が出展し、延べ二百九十一名の学生に参加していただいているところでございます。十一月には西九州大学においても開催を予定しております。

大学のキャリアセンターからは、自治体が主催する学内イベントについては、集客に苦戦するものが多いという声をよく聞きますけれども、本イベントについては、大学教員との連携、開催当日の当課職員による学生への呼びかけなど、そういった取組の結果、多くの学生に参加していただいているところでございます。

大学側からも、学生が地域の企業を知る貴重な機会として評価をいただいておりまして、今後も実施できる大学を拡大していくために努力していきたいと考えております。

以上です。

○弘川委員＝ここで大学教員の協力というところがありましたが、やっぱり県の職員さんがいろんな大学を回って、丁寧に丁寧に、しつこくしつこく、そういうことでやらせてくださいということで、恐らく大学教員の協力もあって、二十四社が行って二百九十一名、これが非常にいいと思います。十一月には西九州大学でもやるということなので、また、より多くの企業と学生の交流が深まればいいと感じました。

それでは、「サガシル」と同じように、学生や企業からどのような声が寄せられているのか、先ほどと同じような質問です。

○市丸産業人材課長＝参加した学生へのアンケートでは、イベント全体の満足度について、「満足」と回答した学生が八〇％を超えておりまして、こちらも高い評価をいただいているところでございます。学生からは、「今まで知らなかった様々な企業を知ることができた」、「合同説明会などでは味わえない仕事の内容の体験ができた」、「楽しく仕事の内容を理解することができた」、「気楽に企業の話を聞けたことで就職活動のイメージが明確になった」といった声が寄せられているところでございます。

また、参加企業へのアンケートにおいても、八五％が「満足」と回答していただいておりまして、企業からは、「学生一人一人としっかり話ができた」、「想像以上に多くの学生が体験をしに来てくれた」、「学生とフランクに交流することができ、会社やインターンシップの紹介をすることができた」などの声をいただいているところでございます。

また、実際に本イベントへの参加をきっかけに、インターンシップへの参加や採用内定につながった事例も生まれておりまして、学生と企業を結びつける効果の高い取組となっているものと考えております。

以上です。

○弘川委員＝こういう積み重ねが県内定着の割合といいますか、こういうところが基盤となってずっと積み上がっていくと私は期待をしております。

先ほども言いましたように、時系列に見事に連動している取組というのが、学生と企業を結びつけるのに佐賀県としての役割というのが非常に貢献しているのではないかと考えます。

この問いの最後です。

「サガシル」や「しごと体験フェア」を通して、学生と県内企業との接点づくりが進められています。今後、大学生の県内就職促進に向けてどのような考え方でいくのかを産業労働部長にお尋ねいたします。

○丸尾産業労働部長＝お答えいたします。

委員から御質問がありましたように、まず、大前提として、本県産業の持続的な発展を支えていくためには、県の将来を担う若者、大学生の人材確保というのは、極めて重要な課題であると認識しております。

課長からも答弁がありましたように、近年は就職活動の早期化ですとか情報

収集手段の多様化、そういったことが進んでおりまして、早い段階から県内企業を知り、また、その魅力を実感できる機会を充実させていく、そういったことがすごく重要になってくるかと思っております。

県では、六月に前倒し開催ということで、時系列に沿った、学生のタイムラインに沿った形で開催しております「サガシル」ですとか、その前後で県内外の大学で開催しております「しごと体験フェア」などを通じまして、学生と県内企業との接点づくりを戦略的に進めますとともに、大学との連携を進めながら、インターンシップですとか、よりミスマッチの少ない県内就職、また定着につながる取組を強化していきたいと考えております。

また、産業界から強く御要望いただいておりますが、令和十一年度の県立大学の開学につきましては、本県の人材育成、それから確保にとっても大きな契機になるものと考えております。

引き続き、産学官が一体となりまして、学生が県内企業で活躍する流れを着実につくってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○弘川委員＝ありがとうございます。そういう意味では、「サガシル」と「しごと体験フェア」は七回目になりますが、年々、チャレンジングな取組をして学生と企業の接点の伴走を、もっともっと近づけていこうという熱意が伝わってきているんですよ。失敗したな、どうしようかみたいな、恐らくそういうこともあったでしょうけど、十一月開催から六月開催に今年やったということに大きな意味があると思います。

今、部長の答弁でもありましたが、これに県立大学が加わって、そのための基盤がずっと固められて、いよいよ県立大学の学生とか卒業生が、五年後、十年後、例えば地元の金融機関とか県庁とか市役所とか、いろんな企業に就職して、「サガシル」で担当者になって帰ってくるかも分かりません。それで、さらなる学生と、よりよい接点が生まれていくという未来も見えてくるような、私は、そういう感じがいたします。

この「サガシル」、「しごと体験フェア」がしっかり定着して、今まで攻めてきたとは思うんですけど、今からは守りながら攻めるみたいな、攻め続けたら大変なので、守りながら攻めていきながら、県立大学との合流を待って、未来予想図が見えてきましたので、ぜひその方向でよろしくお願いしたいと思います。

それでは、問いの三に移ります。中東情勢対応の緊急対策資金について質問をいたします。

佐賀県が、七月二十七日から八月七日にかけて実施した県内企業経営状況調査によりますと、中東情勢の影響は、製造業の八割、非製造業の六割が「影響が出ている」という回答状況でした。今後、「影響が出る可能性がある」まで含めると、製造業、非製造業共に約九割に達しており、原材料やエネルギーコスト料、部品や建材などの調達難があると考えます。

このような中、県は、七月一日から県制度融資に「中東情勢対応緊急対策資金」をいち早く新設し、影響を受ける事業者の資金繰り支援に取り組んでいます。この迅速な対応や、先手先手で行うことで、長期化、深刻化に対応できたと事業者や各業界団体から評価する声が私の耳にも届いています。引き続き、現場に寄り添った支援を続けてほしいと願っています。

そこで、資金の概要と実績について伺いたいと思います。

まず、概要はどのようになっているのかを横町産業政策課長にお尋ねいたします。

○横町産業政策課長＝「中東情勢対応緊急対策資金」は、中東情勢の影響が長期化、深刻化し、県内事業者の経営への影響が懸念される中、県内事業者の資金繰りを支援するために創設した制度でございます。

融資対象は、中東情勢の影響による物価高騰や資材不足等により、売上高、

売上総利益、または営業利益のいずれかが前年同期と比較して減少している事業者でございます。融資限度額は三千万円であり、資金使途は運転資金でございます。貸付利率は年一・三％、保証料率は〇・二％、貸付期間は最長三年としております。

本制度は、県が金融機関への預託及び信用保証協会への保証料補助を行うことにより、貸付利率及び保証料率を低く設定しているものでございます。金利上昇の影響により資金調達環境が厳しさを増す中、本制度は事業者が必要な資金を確保するため、利用しやすい融資制度であると考えております。

以上でございます。

〇弘川委員＝説明がありました。何といっても信用保証料率が年〇・二％、これは本当にありがたいと私は思っております。多くの申し込みが寄せられていると聞いていますが、実績をお尋ねいたします。

〇横町産業政策課長＝本資金は、令和八年七月一日に受付を開始して以降、大変多くの御活用をいただいており、九月十四日時点の状況は、申込件数が八百一件、申込金額が約百二十億円となっております。

なお、融資に当たっては、所定の審査を経ることになりますが、県といたしましては、金融機関及び信用保証協会に対しまして、各事業者の事情を踏まえ、できるだけ事業者に寄り添った柔軟な融資対応に努めていただくよう、要請をしているところでございます。

以上でございます。

〇弘川委員＝これはかなり多いですね、八百一件、百二十億円という御答弁が今ありました。来年の三月三十一日までの受付期間ということですので、これはまたぜひ、いろんな方に周知をお願いしたいと思います。足元の資金繰り対策として予想以上の申し込み件数と実績でありました。

次に、この資金は、どの業種の事業者が多いのか、また、どのような用途に活用されているのかお尋ねいたします。

〇横町産業政策課長＝本資金の申し込みは、建設業が最も多く、卸・小売業、製造業、サービス業、運送業など、幅広い業種に及んでおり、特定の業種に偏ることなく利用されている状況でございます。

具体的には、建設業において、工事に必要なコーキング材やシンナー等の資材の調達難や、塩化ビニル管の価格高騰により、工期の延長や工事の中断が生じる中、事業継続に必要な運転資金の確保を目的として活用された事例がございます。

また、製造業においては、潤滑油の調達難に伴い生産調整を余儀なくされる中、資金繰りの安定化を図るために活用された事例があるほか、飲食業、サービス業及び運送業においても、事業活動に必要な各種資材等の価格高騰に対応するため活用されております。

このように、本資金は、中東情勢の影響を受ける幅広い業種の事業者において、事業活動の継続と経営の安定化のために活用されているところでございます。

以上でございます。

〇弘川委員＝丁寧に御答弁ありがとうございました。幅広い業種で利用されているということですね。特に、建設業ではコーキング材とか資材関連の調達の遅れで工期延長に対応しているとか、こういう資金繰り支援というのは、事業者にとってみれば随分助かると思います。業種、業界、そして、用途の活用の答弁もいただきました。今後も、先行き不透明でなかなか見通しがつきにくい状況が続くと思われます。

県は、今後、県内の事業者に対して支援をどのように取り組むのかを最後にお尋ねいたします。

〇横町産業政策課長＝中東情勢の先行きは、依然として不透明であることから、

県内経済への影響などを注視しながら、本資金をはじめとする県の制度融資による資金繰り支援に取り組んでまいります。

また、物価高騰や人材不足といった事業者が直面する課題に対し、本議会にも提案しております生産性向上や価格転嫁の促進などの支援策を継続して実施してまいります。

引き続き、将来を見据えた設備投資や賃上げ、人材確保の好循環による持続的な成長の実現を目指し、事業者の皆様の声を丁寧に把握するとともに、商工団体や金融機関など、関係機関と連携しながら、必要な施策を機動的かつ先手先手で講じることで、県内事業者の事業継続と成長を後押ししていきたいと考えております。

以上でございます。

○弘川委員＝力強い経済表明でございました。中東情勢に注意しながら、引き続き資金繰り支援を行っていくと。物価高騰や人手不足といった課題、生産性向上や価格転嫁といった、そういう支援もやっていくということですね。あとは賃金アップ支援、伴走しながら中小企業診断士を派遣というところもやられると伺っております。

このような対応を先手先手に迅速に行っていただくことをお願いして、質問を終わります。

○桃崎委員長＝これで質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

午後一時五十七分　休憩

午後一時五十八分　開議

○桃崎委員長＝委員会を再開します。

これより討論に入りますが、ただいまのところ、討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○　採　　決

○桃崎委員長＝甲第四十一号議案中本委員会関係分、乙第五十一号議案、乙第五十四号議案、乙第五十五号議案及び乙第五十六号議案まで、以上五件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○桃崎委員長＝全員起立と認めます。よって、以上五件の議案は原案のとおり可決されました。

○　継　続　審　査

○桃崎委員長＝最後に、六月定例会から引き続き審査中の

一、産業労働行政について

一、農林水産行政について

以上二件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○桃崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、以上二件についての継続審査を議長に申し出ることにします。

以上で本委員会に付託された案件の全部を議了いたしました。

なお、委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御了承を願っておきます。

これをもちまして、農林水産商工常任委員会を閉会いたします。

午後一時五十九分　閉会

速記者　石　川　裕　子